

金沢市建築物耐震改修促進計画

平成20年6月 策定

平成28年3月 改定

金 沢 市

はじめに

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、昭和56年6月1日から施行された耐震基準以前の旧耐震基準で建築された建築物を主として多くの建築物の倒壊や火災により6,434名もの尊い人命が失われ、あらためて古い建築物の安全性が危惧されることとなりました。

この未曾有の災害を受け国は、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、耐震診断や改修を促す施策を推進してきました。しかしながら、全国的に見ると必ずしもその効果が発揮されているとは言えない状況が続いています。

これまで、石川県は地震の発生回数が非常に低い地域とされてきました。本市においても、寛政11年（1799年）以来、大きな地震は発生しておらず、また、過去424年間もの長きにわたり戦禍を被っていないため、市内各所には歴史的な建築物や古い建築物が数多く存在しています。これは他都市には見られない本市固有の歴史的資産であり、今後ともこれらを後世の人々に伝えていかなければなりません。

しかし政府が設置した地震調査研究推進本部が平成13年12月に発表した地震活動の総合的な調査（平成20年1月1日基準日更新）によれば、森本・富樫断層帯で今後30年の間にマグニチュード7.2程度の地震が発生する確率は0%～5%となっており、この値は兵庫県南部地震の発生確率を後から算定した値0.02%～8%と比べると決して低い確率ではありません。

この森本・富樫断層帯を震源とする大地震が発生した場合、大切な人命や歴史的資産を含め多くの建築物にも相当の被害が発生すると推測されています。

このような状況の中、日本海側では平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震と2年半の間に3回の大地震が相次ぎ、これまで発生の恐れが大きいとされてきた東海、東南海、南海地震や首都直下型地震だけではなく、いつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況であり、耐震改修の必要性が高まっています。

本市では、平成15年3月に市民の生命、財産を災害から守るために「金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（防災都市整備条例）」を制定し、その実現に向けて防災機能の向上を図るための施策や施設整備を推進してきており、今後も努力してまいります。

今回の促進計画は災害の中でも、特に地震による被害から大切な人命や全国に誇れる金沢固有の歴史的資産を守り、市民の皆様が安全で安心して生活するための一助となることを目的として作成したものであり、この計画に掲げた目標の達成に向け市民の皆様と協働して「安全・安心のまちづくり」のために建築物の耐震化に取り組んでまいりますので何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年6月

金 沢 市

改定にあたって

平成7年の阪神・淡路大震災以後も、新潟県中越地震、能登半島地震、東日本大震災が発生し、多くの建築物が倒壊したほか、土砂崩れや地盤の液状化、地震時に発生した火災などによる被災も深刻なものでありました。

国による南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定では、これらの地震が最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的被害・物的被害が発生することがほぼ確実視されています。

国の地震調査研究推進本部では市内に位置し、主要な活断層とされている森本・富樫断層帯において、今後30年の間に地震が発生する可能性を2%～8%に見直し、この評価は我が国の主な活断層の中では高いグループに属しています。

金沢市は木造建物が全体の約82%を占めており、古い木造建物が多く残っていることが特徴として挙げられますが、地域防災計画の金沢市耐震アセスメント（危険度想定）調査で想定した地震が発生した場合、市全体では建物のうち約1割が大破し、約2割が中破以上の被害を受ける予測となっています。

このため、地震による被害軽減には、住宅・建築物の耐震化など安全対策が重要課題となっています。

平成20年6月の計画策定以降、国は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正（平成25年11月施行）し、大規模な集客施設の耐震診断を義務付け、避難路沿道の建築物などについては、都道府県や市町村の耐震改修促進計画で耐震診断の義務付けができることになりました。

このような社会情勢の変化も踏まえ、避難・救助・緊急物資の輸送などに必要となる基幹施設を確保し、地域の防災力の向上を図ります。また、耐震改修費用の捻出が困難な高齢者世帯等に配慮し、更なる住宅の耐震化を促進する観点から計画の内容を見直しました。

災害に強いまちづくりを進めるためには、市民・事業者・市が協働して取り組む必要があります。今後も「安全・安心のまちづくり」のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

金 沢 市

(本編)

1. 計画の目的等
2. 地震災害による被害想定
3. 耐震改修の現状と目標
4. 耐震改修の促進に関する課題
5. 耐震化を促進するための基本方針・施策
6. 耐震化に関する啓発及び知識の普及への取り組み
7. 耐震化促進のための指導・命令等
8. その他耐震化促進に関する事項

(資料編)

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)抜粋
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)抜粋
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
4. 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例
5. 地盤・地質の状況図
6. 地下水位の状況図
7. 液状化危険度予測図
8. 土砂災害避難地図
9. 緊急輸送道路図
10. 特別消防対策区域図
11. まちなか区域図
12. 65歳以上高齢者分布状況図
13. 町丁別木造戸数割合状況図
14. 耐震改修促進税制
15. 補助制度の利用状況

金沢市建築物耐震改修促進計画（本編）目次

1. 計画の目的等	1
（1）計画策定の背景	1
（2）計画の目的	1
（3）計画の改定について	2
（4）計画改定の経緯	3
（5）改定の主な内容	4
（6）計画の位置付け	5
（7）計画の期間	5
（8）対象地域及び対象建築物	6
（9）耐震改修促進法の改正の概要	6
2. 地震災害による被害想定	8
（1）地形と地盤	8
（2）これまでの地震履歴	10
（3）想定される地震規模と被害	11
①想定地震の設定	11
②地震動の分布予測	12
③液状化危険度の予測	12
④建築物の被害予測	13
⑤火災被害の予測	14
⑥人的被害の予測	14
⑦過去の地震における建築物被害等	15
⑧急傾斜地・地すべり地・造成地の被害予測	16
3. 耐震改修の現状と目標	17
（1）住宅の耐震化の現状と目標	17
（2）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標	21

4. 耐震改修の促進に関する課題	23
（1）耐震化に要する費用負担等に関する課題	23
（2）金沢市特有の課題	23
（3）所有者自身の認識に関する課題	23
（4）耐震化の情報不足や支援体制の課題	23
5. 耐震化を促進するための基本方針・施策	24
（1）基本的な取組方針	24
（2）金沢市の総合的な耐震化促進策	24
①住宅の耐震化促進	24
②その他の建築物の耐震化促進	24
③金沢市有施設の耐震化促進	24
④重点箇所・重点建築物の耐震化促進	25
⑤敷地の安全性の確保	27
⑥地震時のその他の安全対策	27
6. 耐震化に関する啓発及び知識の普及への取り組み	29
（1）危険度想定調査の活用	29
（2）市民相談・情報の提供	29
（3）パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	29
（4）町内会等との連携	30
（5）関連団体との連携	30
（6）リフォームに併せた耐震改修の促進	30
7. 耐震化促進のための指導・命令等	31
（1）耐震改修促進法による指導・助言等	31
（2）建築基準法による勧告・命令等	32
8. その他耐震化促進に関する事項	34
（1）庁内での推進体制の充実	34
（2）関係団体との連携による耐震化の促進	34
（3）その他	34

1. 計画の目的等

(1) 計画策定の背景

平成7年の兵庫県南部地震では昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の約66%が被害を受けた一方、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物の被害は約26%に留まっており、明らかに大きな差が出ています。またこの地震では死者数の約88%が住宅及びその他の建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。

このことから旧耐震基準で建築された建築物に対する耐震性の向上が強く求められており、本市が目指している「安全・安心のまちづくり」の実現には建築物の耐震化は欠かせない課題となっています。



能登半島地震により倒壊した正覚寺のお堂（輪島市河井町）2007年3月

(2) 計画の目的

この計画は旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的としており、そのための施策を定めます。

本市では、国が兵庫県南部地震以降、今日まで発生した地震の被害実態を踏まえ整備した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月制定、改正 平成18年6月）を大幅に改正し、耐震化施策の基本方針を示したことや、森本・富樫断層帯の状況及び金沢市地域防災計画さらに、平成19年6月に制定された石川県耐震改修促進計画を勘案して本計画書を策定するものです。

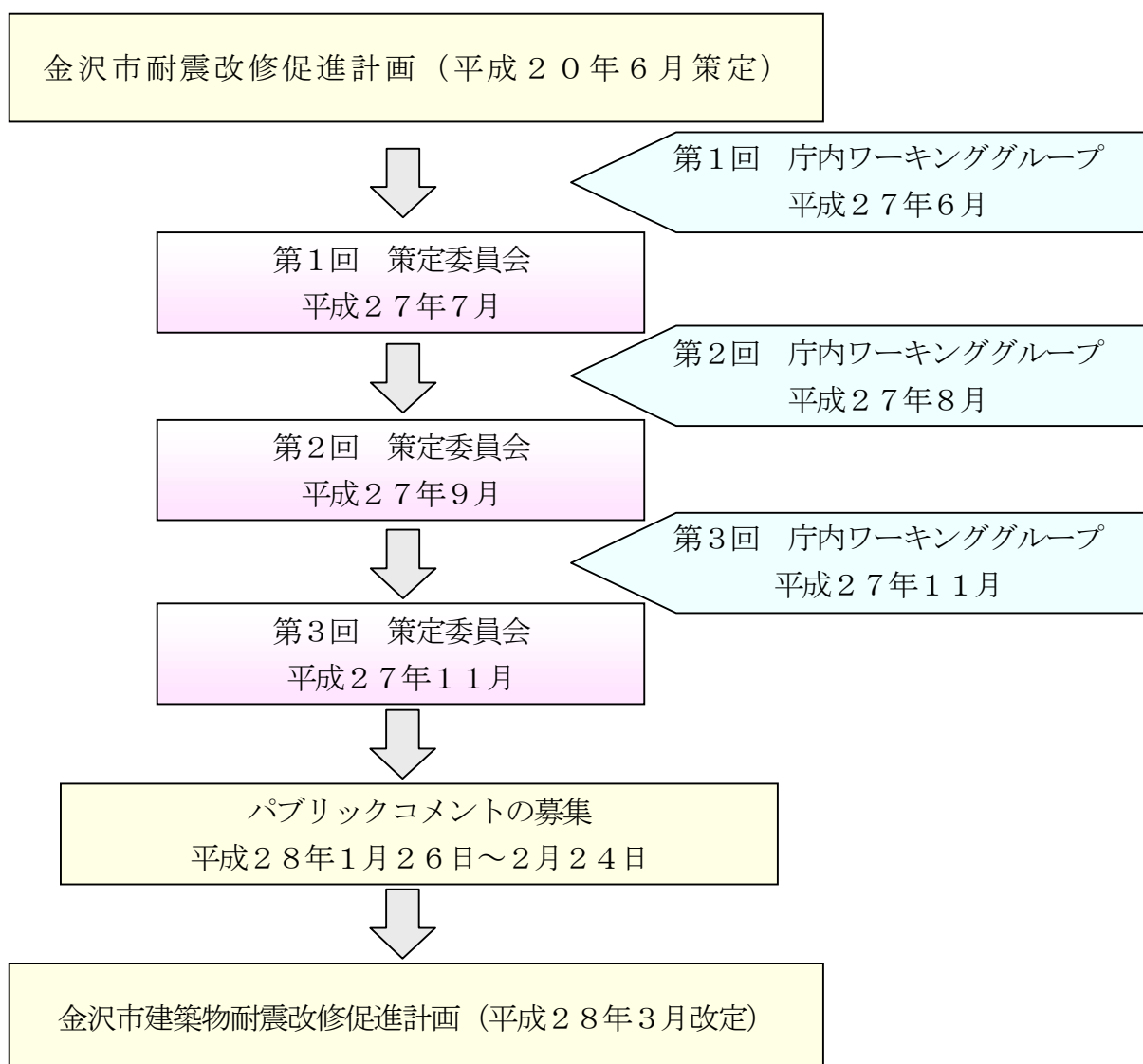
（３）計画の改定について

平成７年の阪神・淡路大震災以後も、新潟中越地震、能登半島沖地震、東日本大震災が発生し、多くの建築物が倒壊したほか、土砂崩れや地盤の液状化、地震時に発生した火災などによる被災も深刻なものでありました。このため、地震による被害軽減には、住宅・建築物の耐震化など安全対策が重要課題となっています。

また、森本・富樫断層帯により今後３０年の間に地震が発生する可能性が２％～８％に上がったこと等を踏まえ、「金沢市地域防災計画」の見直しが行われました。さらに平成２５年５月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」といいます。）」も改正（平成２５年１１月施行）されました。これらの社会情勢の変化を踏まえ、平成２０年６月に策定した「金沢市耐震改修促進計画」を改定しました。

(4) 計画改定の経緯

今回の改定に当たり、庁内ワーキンググループ（3回）と、策定委員会（3回）を開催しました。



策定委員会メンバー

●金沢大学 名誉教授	北浦 勝	委員長
●金沢工業大学 建築学科教授	後藤 正美	委員
●金沢工業大学 名誉教授	高山 誠	委員
●日本建築構造技術者協会 中部支部北陸支部会副会長	松下 正	委員
●金沢大学 理工学域環境デザイン学系教授	宮島 昌克	委員
●石川県土木部建築住宅課 課長	竹内 正人	委員

庁内ワーキンググループメンバー

●歴史建造物整備課	●都市計画課	●市街地再生課
●住宅政策課	●予防課	●道路管理課
●危機管理課	●安全対策室(企業局)	●建築指導課

(5) 改定の主な内容

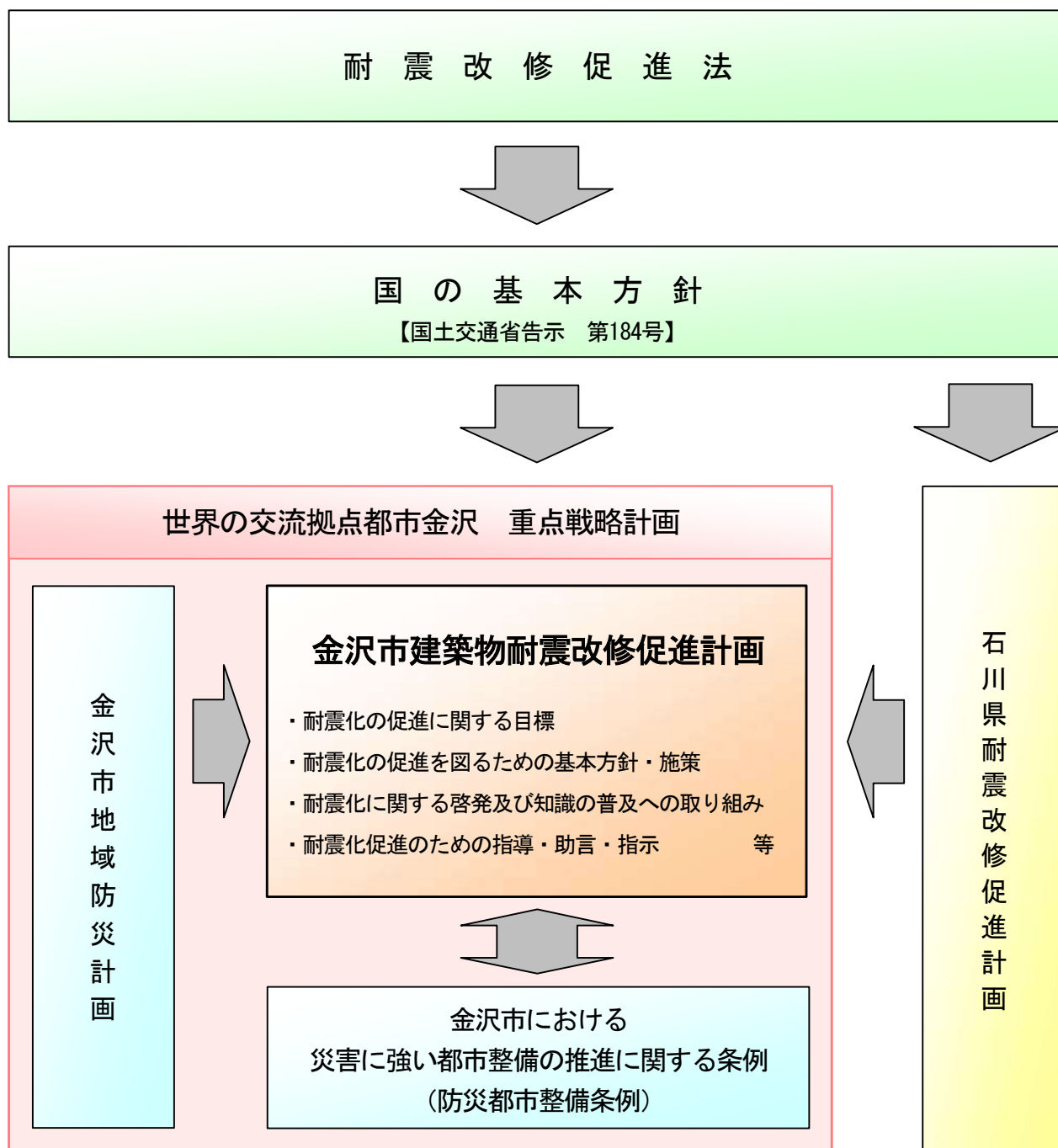
改定内容	平成20年6月策定時	平成28年3月改定版
対象建築物 の変更	旧耐震基準で建築された、 住宅・特定建築物・市有建築物	旧耐震基準で建築された 全ての建築物
計画の期間 の変更	平成20年度から 27年度末	平成20年度から 32年度末
目標耐震化率 の見直し	平成27年度末 住宅：90% 特定建築物：90%	平成32年度末 住宅：90% 多数の者が利用する建築物(※1)：95%
避難路の指定 (※2)	—	緊急輸送道路（第3次路線除く） を耐震改修促進法第6条第3項第2号の 避難路として指定
耐震化を促進 するための施策	・住宅の耐震化促進 ・特定建築物の耐震化促進 ・市有建築物の耐震化促進	・住宅の耐震化促進（拡充） ・多数の者が利用する建築物の 耐震化促進 ・市有建築物の耐震化促進 ・避難路沿道建築物の耐震化促進

※1 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物（資料編P31へ）
（学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、
老人ホーム等の建築物で、一定規模以上のもの）

※2 建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、
当該市町村の区域における者の円滑な避難が困難となる道路
耐震改修促進法では、避難路沿道の倒壊した場合に通行の障害となる耐震不適格建
築物について、耐震改修促進計画で(1)耐震診断を義務化し耐震改修を促進するこ
と（同法第6条第3項第1号）や(2)耐震診断及び耐震改修を促進すること（同項
第2号）について定めることができることになっていますが、今回の改定では(2)
に係る指定を行うものです。

(6) 計画の位置付け

本計画は「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」、「金沢市地域防災計画」を上位計画とし、「金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例」(資料編P34参照)との整合性を図り策定します。



(7) 計画の期間

本計画の期間は、終期を5年延長し、平成32年度末までとします。

その間に地震災害の発生や法令あるいは制度等の改正など状況の変化があった場合には、必要に応じて期間や計画内容を見直すこととします。

なお、改定の施行は、平成28年4月1日からとします。

(8) 対象地域及び対象建築物

本計画の対象地域は金沢市全域とします。

対象とする建築物は、新耐震基準(※3)が適用される前に新築の工事に着手した全ての建築物とします。

※3 新耐震基準:昭和56年6月1日に施行された耐震基準です。この新耐震基準は、建築基準法の最低限順守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度5強程度)に対しては構造体は無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震(震度6強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。また、昭和56年5月31日まで適用されていた耐震基準は旧耐震基準とされています。

(9) 耐震改修促進法の改正の概要(平成25年11月施行)

●改正耐震改修促進法で用いられる用語の定義

種類	耐震改修促進法の規定概要
(i) 要緊急安全確認大規模建築物 (耐震診断を義務付け) 資料編 P33 へ	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な集客施設等である特定既存耐震不適格建築物。 (耐震改修促進法 附則第3条第1項に定める建築物)
(ii) 要安全確認計画記載建築物 (耐震診断を義務付け) 資料編 P32 へ	都道府県は次の(ア)(イ)について、市町村は(イ)について促進計画に記載することができる。 (ア)大規模な地震が発生した場合、その利用を確保することが公益上必要な建築物。 (イ)倒壊により通路を閉塞する恐れのある避難路沿道建築物。 都道府県又は市町村の耐震改修促進計画で耐震診断を義務付けた既存耐震不適格建築物。 (耐震改修促進法第7条に定める建築物)
(iii) 特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁は 指導・助言・指示ができる) 資料編 P31 へ	多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理場の用に供する建築物又は耐震改修促進計画で指定した避難路沿道の通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの。 (耐震改修促進法第14条に定める建築物)
(iv) 既存耐震不適格建築物 (所管行政庁は 指導・助言ができる)	建築基準法の耐震性に係る規定に適合しない建築物で、既存不適格として扱われるもの。ただし、昭和56年6月1日以降に建築に着手し、検査済証の交付を受けたものを除く。 (耐震改修促進法第5条第3項第1号)

①耐震診断の義務付け及び結果の公表

(耐震改修促進法第7条～法第12条、附則第3条関係)

要緊急安全確認大規模建築物及び、要安全確認計画記載建築物の所有者は耐震診断の実施と、定められた期限までに所管行政庁への結果報告が義務付けられました。

②特定既存耐震不適格建築物に係る指導・助言・指示等

(耐震改修促進法第15条関係)

市耐震改修促進計画に記載された道路の通行障害建築物に対して、耐震診断や耐震改修について指導・助言を行い、耐震診断・耐震改修が行われていない場合は、必要に応じて指示ができると規定されました。

③耐震診断・耐震改修の努力義務の対象建築物の範囲の拡大

(耐震改修促進法第16条関係)

上記①及び②以外の既存耐震不適格建築物に対して、耐震診断と耐震改修の努力義務が規定されました。

④耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

(耐震改修促進法第17条関係)

増改築を伴うなど、新しい耐震改修工法に対して、認定基準が緩和されました。また、認定を受けた新しい耐震改修工法を利用する場合は、容積率・建ぺい率の規制を適用しないものとする緩和措置が設けられました。

⑤耐震性に係る表示制度の創設

(耐震改修促進法第22条関係)

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度が創設されました。

⑥区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

(耐震改修促進法第25条関係)

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が緩和されました。

2. 地震災害による被害想定

本市にはマグニチュード7.2程度の地震を発生させる恐れのある森本・富樫断層帯が存在しており、長さは津幡町から本市を経て白山市鶴来に至る約26kmで、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層と想定されます。

この断層帯について石川県が平成8年度から10年度に行った調査をはじめ、これまで同断層帯に関して行われた調査研究成果に基づいて、政府が設置した地震調査研究推進本部地震調査委員会は平成13年に長期評価を、平成15年には強震動評価を公表しました。

このような状況から本市では平成10年度に作成した「金沢市地域防災計画」を平成19年度に見直し、「金沢市地域防災計画（平成19年12月 金沢市防災会議）」として改訂しました。さらに平成27年、森本・富樫断層帯の活動により、今後30年の間に地震が発生する可能性が2%～8%に上がったことを踏まえ、「金沢市地域防災計画（平成27年6月 金沢市防災会議）」として改定しました。この中で森本・富樫断層帯が活動する地震を想定地震とした場合の震度分布や地盤の液状化および各被害の予測を示しています。以下にその概要を示します。なお、各被害予測の詳細については同計画書を参照してください。

（1）地形と地盤

本市の地形は北西部一帯の平野部と南東部一帯の台地・丘陵・山地部に大区分されます。

平野部は海岸線に沿った幅約7kmの範囲の大部分が標高10m未満であり、南西側は手取川扇状地から北東側の河北潟に至り、北西側は標高30m未満の低い砂丘を介して日本海に接しています。

台地・丘陵・山地部のうち、平野部に近い標高がほぼ200mのところは台地・丘陵部で、その南東から南にかけては次第に標高が高くなる山地部が県境まで続き、その丘陵部の中で戸室山とキゴ山が孤立丘を形成しています。

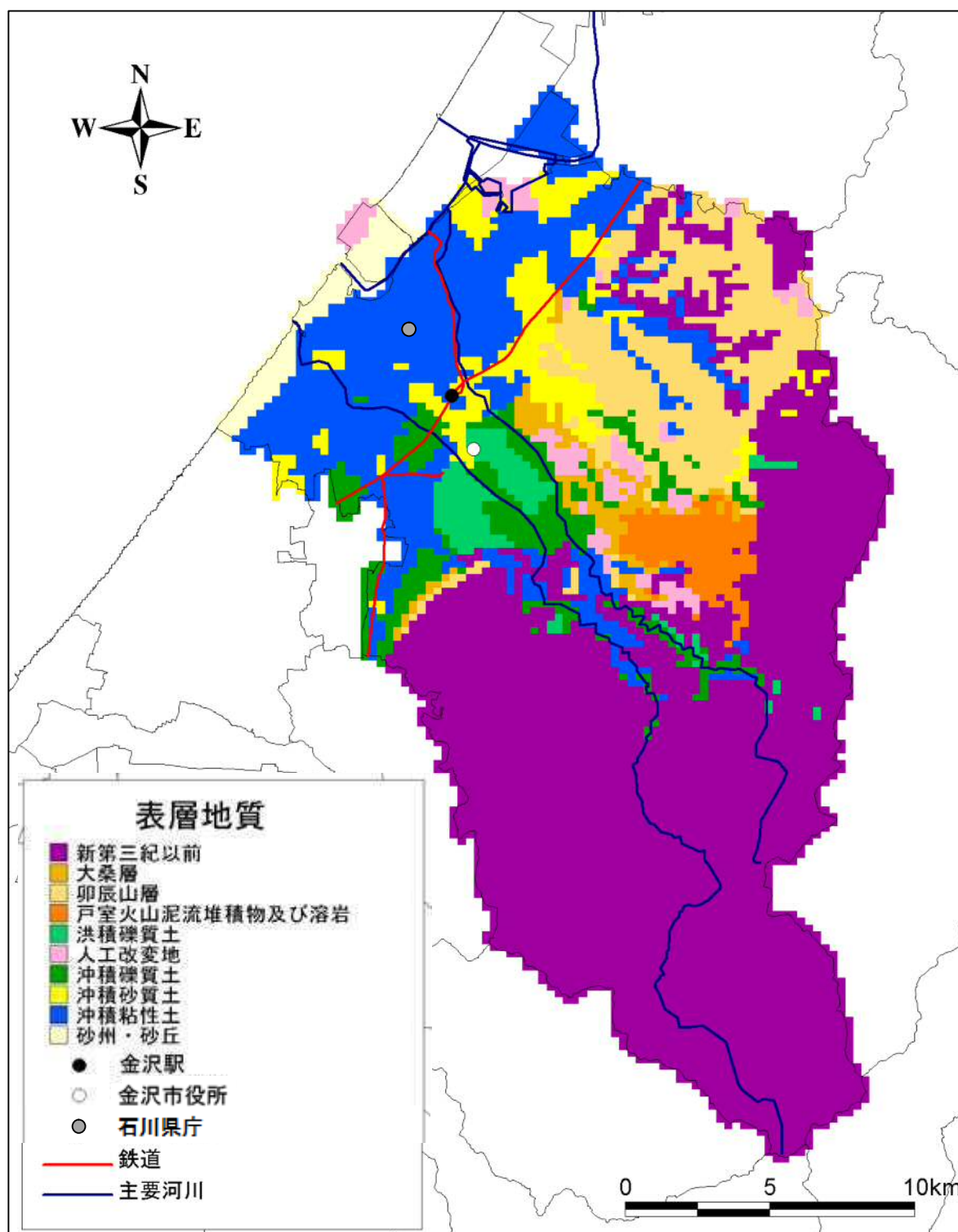
平野部には第四紀の沖積層が分布し、その厚さは南西側では10m前後であり、北東に向かって次第に厚くなり、河北潟付近では50m～60mに達し、粘土と砂と砂礫の互層で構成されています。

海岸部の砂丘は均一な中粒砂で構成されており、河北潟干拓地から大野川沿いにかけての埋立地と金沢港口に隣接する埋立地は人工改変地となっています。

台地・丘陵部は第四紀の洪積層である卯辰山層（礫層・砂層・泥層）と大桑層（砂層主体）及び新第三紀中新世前期～後期の堆積岩（砂岩・泥岩・頁岩・礫岩・凝灰岩）で構成されています。戸室山は第四紀更新世中期の溶岩で構成されており、その周辺の台地地形部は戸室火山泥流堆積物によって谷部が堆積されて形成されたものです。河岸段丘部にはその上流に5～10mの厚さの段丘砂礫層が分布し、また台地・丘陵部を開析し

て流れている河川沿いには粘土・砂・礫からなる沖積層が小分布しています。

台地・丘陵部の南東から南に続く山地部に分布しているのは、新第三紀中新世前期の流紋岩質火砕岩と安山岩質溶岩・火砕岩がほとんどで、その中に岩脈及び堆積岩が小分布しています。分布域は広くないが、古第三紀の堆積岩（楡原層）、流紋岩質火砕岩（太美山層群）、並びにジュラ紀以前の片麻岩類（飛騨変成岩類）も見られます。



表層地質図

出典：金沢市地域防災計画

(2) これまでの地震履歴

金沢市域に影響を及ぼしたと思われる地震は以下のとおりです。

西暦(和暦)	名 称	M	石川県内の主な被害	備 考
1586. 1. 18 (天正 13)	天正地震	7. 8	—	
1717(不明) (享保 2)	享保地震	6. 3	金沢・小松	
1799. 6. 29. (寛政 11)	寛政金沢地震	6. 0	金沢城下で家屋全壊 26、能美・石川・河北郡で家屋全壊 964、死者は全体で 21。	地震調査研究推進本部
1891. 10. 28 (明治 24)	濃尾地震	8. 0	家屋全壊 25。 金沢震度 4	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1892. 12. 9 (明治 25)	能登半島	6. 4	羽咋郡高浜町・火打谷村で家屋損壊あり。堀松村末吉で、死者 1、負傷者 5、家屋全壊 2 (11 日にも同程度の地震あり) 金沢震度 4	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1909. 8. 14 (明治 42)	姉川地震 (江濃地震)	6. 8	金沢震度 4	金沢地方気象台
1944. 12. 7 (昭和 18)	東南海地震	7. 9	住家全壊 3。 金沢震度 3	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1948. 6. 28 (昭和 23)	福井地震	7. 1	死者 41、負傷者 453、家屋全壊 802。 金沢震度 4	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震	6. 5	死者 7、負傷者 8。 金沢震度 3	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1981. 6. 1 (昭和 56)	建築基準法施行令改正【新耐震基準】施行			
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震	6. 6	金沢震度 4	金沢地方気象台
1995. 1. 17 (平成 7)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7. 2	金沢震度 3	金沢地方気象台
1995. 12. 25 (平成 7)	耐震改修促進法の制定			

2004. 10. 23 (平成 16)	新潟県中越地震	6. 8	金沢震度 2	金沢地方気象台
2006. 1. 26 (平成 18)	耐震改修促進法の改正			
2007. 3. 25 (平成 19)	能登半島地震	6. 9	金沢震度 4	金沢地方気象台
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋 沖地震 (東日本大震災)	9. 0	金沢震度 4	金沢地方気象台
2013. 11. 25 (平成 25)	耐震改修促進法の改正			

出典：金沢市地域防災計画に加筆

(3) 想定される地震規模と被害

①想定地震の設定

森本・富樫断層帯が活動する地震として地震調査研究推進本部地震調査委員会の行った評価結果のうち、市街地での充実した防災対策を推進することを考慮して設定しています。

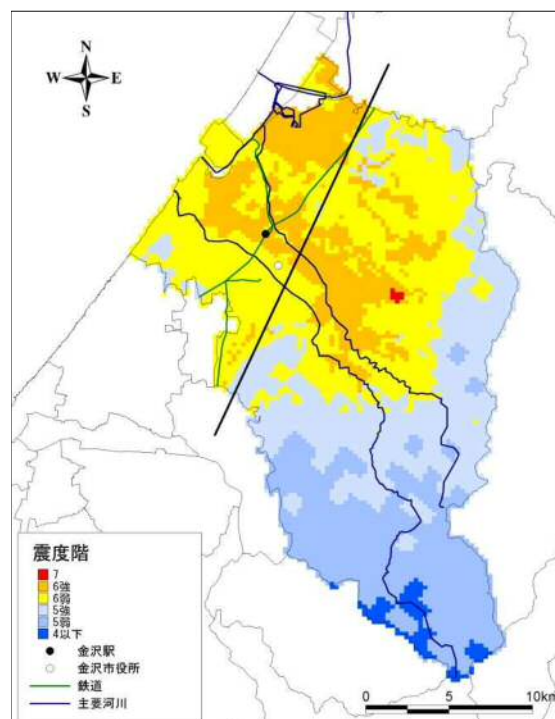


出典：金沢市地域防災計画

森本・富樫断層帯の活断層位置図

②地震動の分布予測

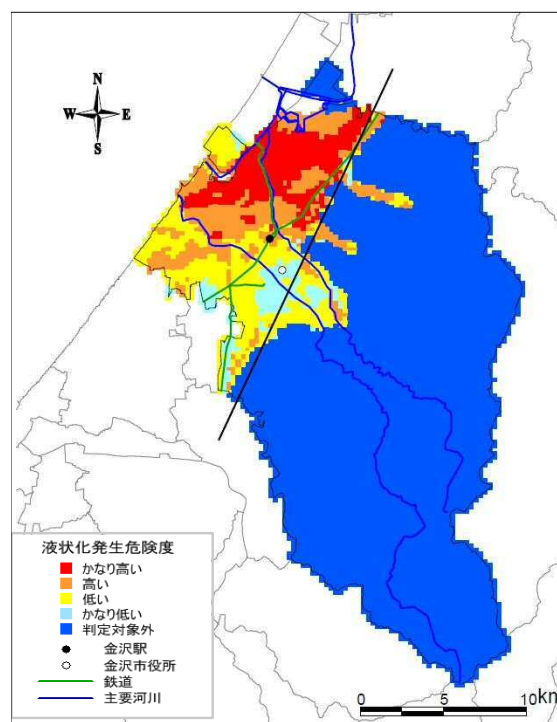
山間地を除くと市内の平野部のほとんどの地域で震度6弱以上となっており、浅野川流域とその周辺の造成地、及び河北潟周辺地域で震度6強となっています。また、震度7は局部的に1ヶ所見られます。



震度分布

③液状化危険度の予測

液状化危険度の予測は地盤モデル、地下水位、地表最大加速度を基に算出しています。本市では、沖積砂質土層が広く平野部に分布しているため、平野部の大部分で危険度が高く、特に北部で顕著に表れています。また、森本・富樫断層帯に近いところでも危険度が高くなっており、本市の大きな災害特性の一つとして、ライフライン整備などに十分な液状化対策を講ずる必要があります。



液状化危険度分布

④建築物の被害予測

●建築物被害の予測結果（金沢市地域防災計画より抜粋）

構 造	現況 棟数	大 破		中 破		中破以上合計	
		棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)
木 造	133, 195	15, 866	11. 9	11, 933	9. 0	27, 799	20. 9
鉄 筋 コンクリート造	5, 685	143	2. 5	107	1. 9	250	4. 4
鉄 骨 造	14, 950	897	6. 0	675	4. 5	1, 572	10. 5
軽量鉄骨造	8, 929	1, 197	13. 4	900	10. 1	2, 097	23. 5
合 計	162, 759	18, 103	11. 1	13, 615	8. 4	31, 718	19. 5

※ この表から分かるように本市全体では、建築物のうち約 1 割が大破し、約 2 割が中破以上の被害を受けると予測されます。

また、全ての構造の中破以上の被害合計について、その被害率（中破以上率）の高い校下や地区は次のとおりです。

- ・中破以上率 4 0 % 以上：材木、馬場、湖南
- ・中破以上率 3 0 % 以上：味噌蔵町、此花、東浅川、瓢箪、田上、長田町、松ヶ枝、浅野町、森山

※ 現況棟数には 2 0 m²未満の建築物は対象外としています。

〔構造的な被害による被災判定基準〕

被災度	構造別被害状況		
	木 造	R C 造	S 造
大 破	大部分の壁・垂れ壁が破損し、内外装材がほとんど脱落している。 筋交いが破損し、柱・梁に割れが生じ、床が破損している。	柱のせん断ひび割れ・曲げひび割れによって鉄筋が露出・座屈し、耐力壁に大きなせん断ひび割れが生じて耐力に著しい低下が認められるもの。	残留部材角 1/30 以上
中 破	大部分の壁・垂れ壁・腰壁にひび割れが生じ、一部が脱落している。大部分の屋根瓦が破損している。基礎のひび割れが著しい。	柱に典型的なせん断ひび割れ・曲げひび割れ、耐力壁にせん断ひび割れが見られ、R C 二次壁・非構造体に大きな損傷が見られるもの。	残留部材角 1/30 未満

※ 日本建築学会による判定基準より抜粋（木造 1983、RC 造・S 造 1980）

⑤火災被害の予測

●火災被害の予測結果（金沢市地域防災計画より抜粋）

季節・時間	現況建物 (棟)	延焼出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	焼失率 (%)
冬 5 時	162,759	3	559	0.3
冬 1 8 時		144	5,109	3.1
春秋 1 2 時		28	3,100	1.9

※ 焼失棟数は独立した建築物で面積が20㎡以上のものを対象としています。

※ 予測結果としては、木造建築物が多く、建築物が密集している中心市街地及び一部周辺地域で被害が大きくなっています。

また被害全体としては、火気使用の割合が高い冬18時が他の場合に比べて被害が大きくなっています。

※ 風速の影響は考慮していないため、風速が強くなると被害が拡大される可能性があります。

⑥人的被害の予測

●人的被害の予測結果（金沢市地域防災計画より抜粋）

季節・時間	人 口 (人)	死 者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)
冬 5 時	462,361	2,566	11,489	12,345
冬 1 8 時	465,890	1,905	10,503	10,145
春秋 1 2 時	499,350	1,438	11,836	10,377

季節・時間	常住人口 (人)	短期避難者 (人)	長期避難者 (人)
冬 5 時	462,361	186,413	65,346
冬 1 8 時		193,659	71,559
春秋 1 2 時		190,275	68,637

※ 死者は、冬5時では建築物被害率の高い校区で多くなっており、冬18時、春秋12時では木造住宅内の人口が少なくなることから全体に死者数は減少しています。

また、負傷者・要救助者は建築物被害率の高い校区及び昼間に人口の滞留の多い校区で多くなっています。避難者（短期・長期）も建築物被害率の高い校区及び焼失棟数の多い校区で多くなっています。

⑦過去の地震における建築物被害等

●（参考）過去の地震における建築物被害と死者数

地 震	発生年	M	全壊数 (棟)	焼失数 (棟)	全壊＋焼失数 (棟)	死者数 (人)
福井地震 全体	1948	7.1	36,184	3,851	40,035	3,769
(福井市)			(12,425)	(2,069)	(14,494)	(930)
兵庫県南部地震 全体	1995	7.2	110,457	7,370	117,827	6,425
新潟県中越地震	2004	6.8	3,175	9	3,184	68
能登半島地震	2007	6.9	686	0	686	1
新潟県中越沖地震	2007	6.8	1,331	1	1,332	15
金沢市被害予測	冬 5時	36,206		559	36,765	2,566
	冬 18時			5,109	41,315	1,905
	春秋12時			3,100	39,306	1,438

※「金沢市地域防災計画」及び「阪神・淡路大震災について(確定版)」より抜粋

●加賀平野を震源とする地震の被害想定（石川県地域防災計画より抜粋）

	建物全壊		炎上 出火 (件)	延焼 (棟)	死者 (人)	負傷者 (人)	要救 出者 (人)	避難者 (人)
	棟	率 (%)						
金沢市	11,679	8.4	309	2,732	1,630	5,052	3,098	65,713
石川県	16,843	3.9	455	3,854	2,182	7,829	4,841	104,885

※ 石川県地域防災計画では、加賀平野を震源とする地震の被害は、金沢市の被害が全県の7割程度を占めると想定しています。

⑧急傾斜地・地すべり地・造成地の被害予測

●金沢市想定地震による被害予測結果（金沢市地域防災計画より抜粋）

金沢市想定地震	急傾斜地：164 箇所 地すべり地： 36 箇所 造成地： 6 箇所
---------	--

※ 金沢市の想定地震によって危険性があると判断された急傾斜地は164箇所、地すべり地は36箇所、造成地は6箇所であるが、判定された個々の地点について崩壊被害の規模がどの程度になるのかという予測は困難です。このため、二次災害の可能性のある地点を中心に、危険個所の状況把握と対策工法の検討を進めておく必要があります。

●造成地の被害予測結果（金沢市地域防災計画より抜粋）

危険度A	危険度B	危険度C
倒壊する家屋あり	倒壊する家屋のでる可能性あり	被害の可能性小
6	31	39

※ 市の南東の山間部は旧地形傾斜が高く、盛土厚も高い傾向にあるため、被害予測結果もそれに伴い危険度Aとなる判定が多くなっています。

一方、平野部の造成地では旧地形の傾斜度が小さく、かつ盛土厚も小さいため、危険度Cが多くみられます。

3. 耐震改修の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

目標：平成32年度末の住宅の耐震化率を90%以上とすることを目指します。

■住宅の耐震化の現状（推計値）と目標値

年	平成 19 年 1 月	平成 27 年 3 月	平成 33 年 3 月 (目標値)
住宅総数	約 174, 100 戸	約 179, 600 戸	90%
耐震性あり 住宅戸数	約 132, 700 戸	約 146, 600 戸	
耐震化率	76%	81%	

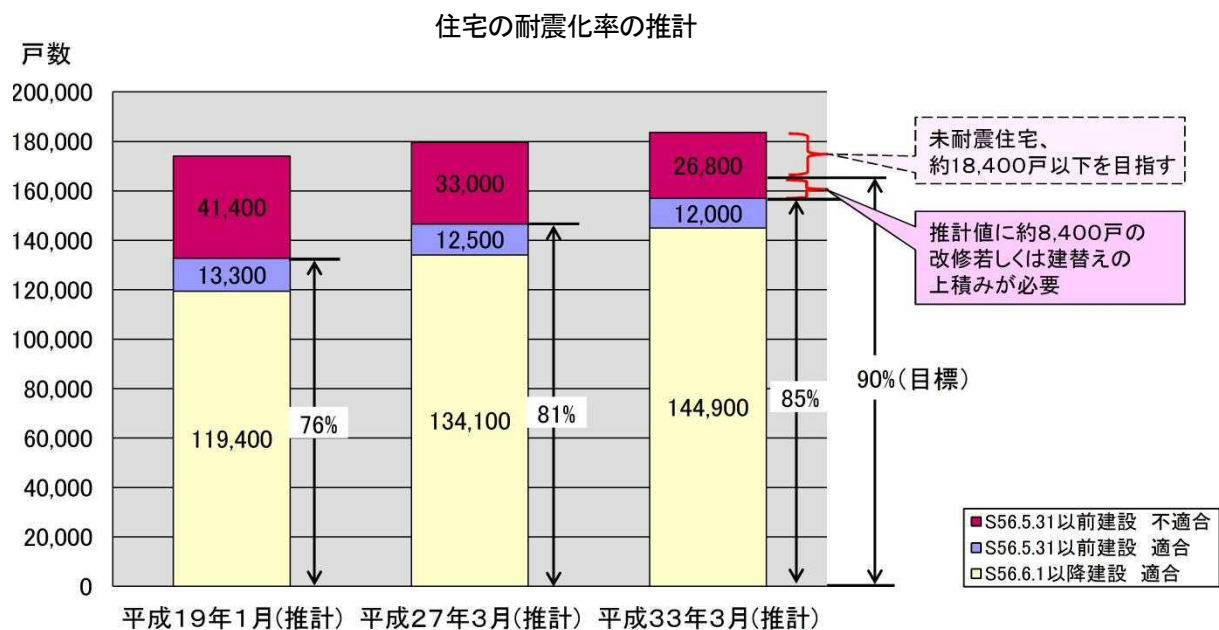
※住宅とは専用住宅、共同住宅、併用住宅をいう

平成 27 年 3 月末日現在、住宅の耐震化率の推計値は 81% であり、平成 19 年 1 月の 76% から 5% 向上しました。本市では、一刻も早く全ての住宅が耐震化されるよう取り組んでまいりますが、平成 32 年度末の目標値については、金澤町家など木造住宅の多い本市の特性も踏まえ、現状を 9% 上回る 90% に設定します。

■住宅の耐震化率の目標値を達成するためには

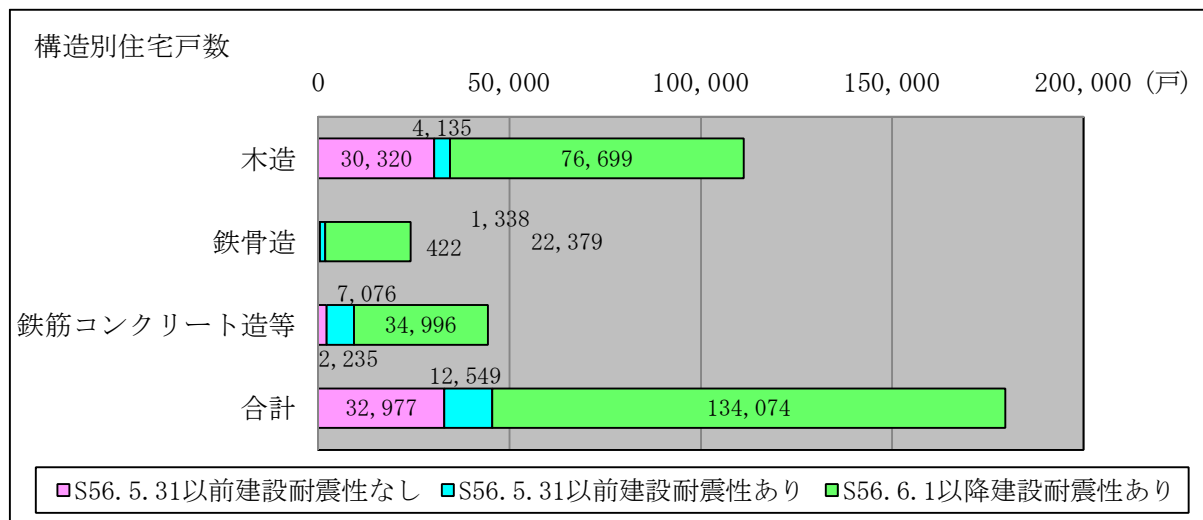
平成 27 年 3 月現在、木造約 30, 000 戸、非木造約 3, 000 戸、計約 33, 000 戸の住宅が耐震化されていません。平成 32 年度末の住宅の耐震化率を 90% とする目標を達成するためには、この耐震化されていない住宅を約 18, 400 戸にまで減らす必要があります。

これまでの住宅の建替や耐震改修の実績からすると、平成 32 年度末の耐震化率は 85% 程度と、耐震化されていない住宅が 26, 800 戸程度にまで減少すると推計できることから、今後は、さらに木造住宅の耐震化に重点的に取り組み、**耐震化率 90% へ向けてさらに必要となる約 8, 400 戸の改修、建替を促進していきます。**



※〔 H15, 20, 25 の住宅・土地統計調査を基に、最小自乗法により推計
S56 以前の耐震化適合率は全国値を使用（住宅系：12%、共同住宅系：76%）
統計調査では空き家は含まない 〕

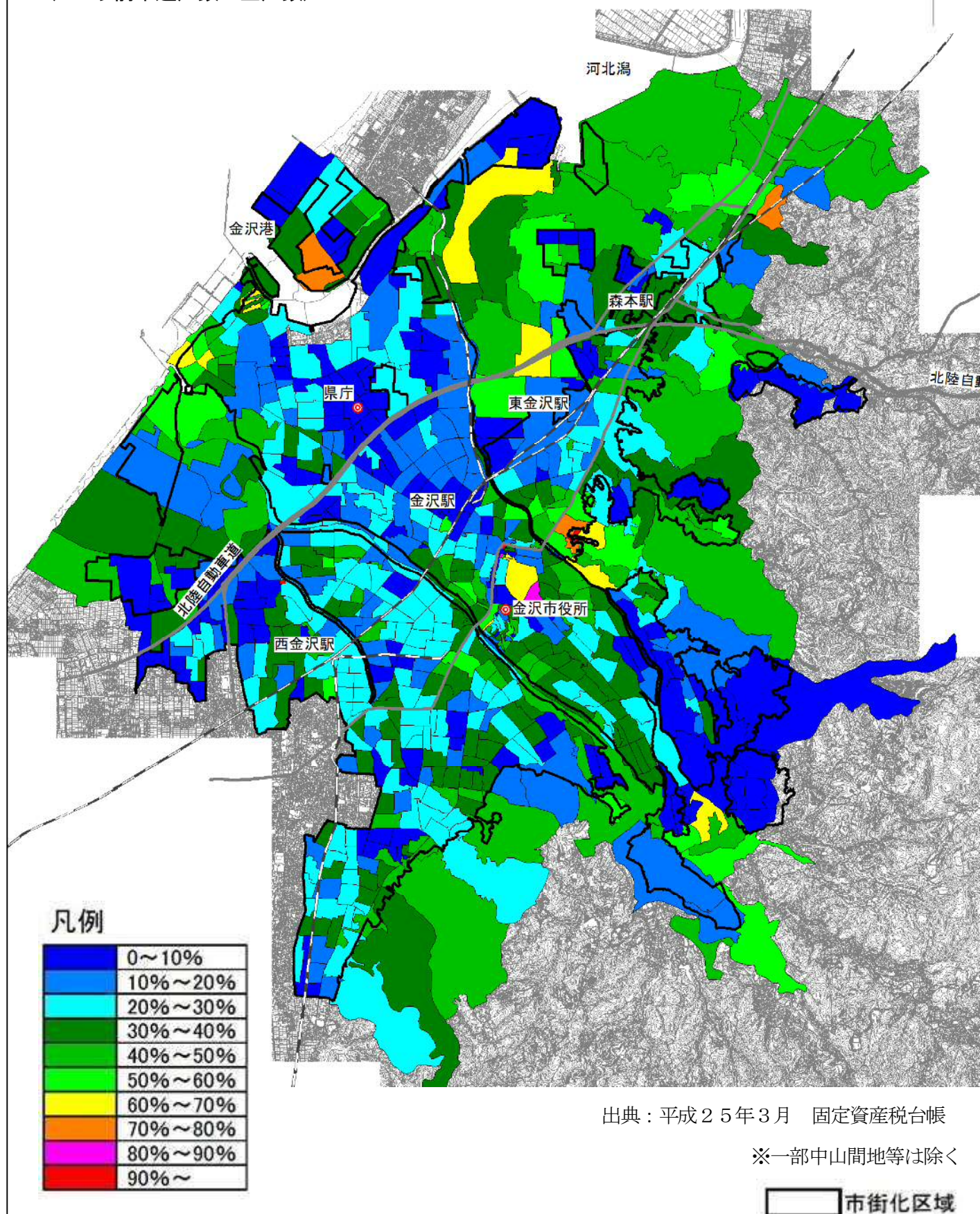
●住宅の耐震化率推計値（平成27年3月現在）



※住宅・土地統計調査(H15, 20, 25)より推計

町丁別 S 5 6 以前木造戸数割合の状況— 1

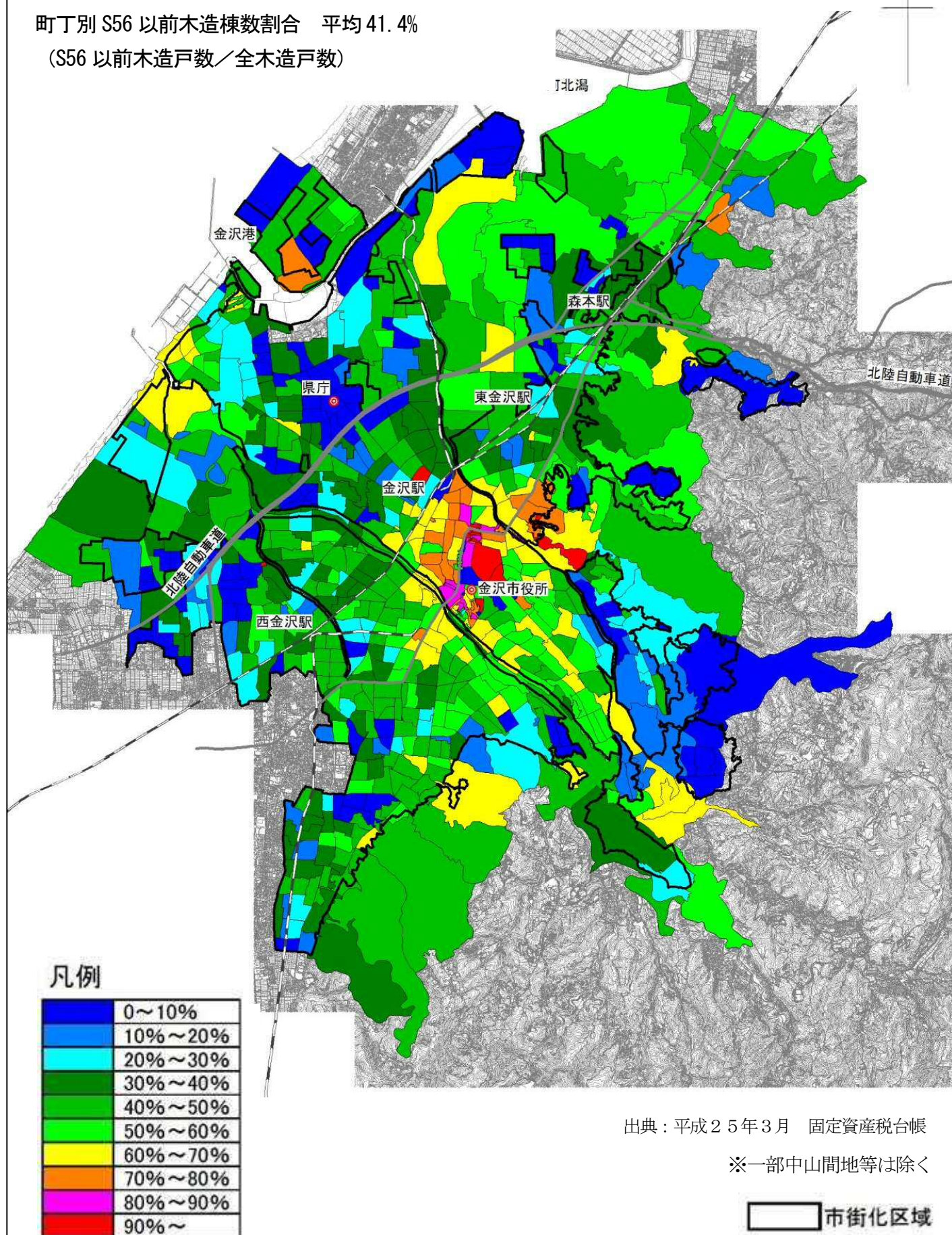
町丁別 S56 以前木造戸数割合 平均 25.4%
(S56 以前木造戸数／全戸数)



町丁別 S 5 6 以前木造戸数割合の状況— 2

町丁別 S56 以前木造棟数割合 平均 41.4%

(S56 以前木造戸数／全木造戸数)



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

目標:平成32年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化率を
95%以上にすることを目指します。

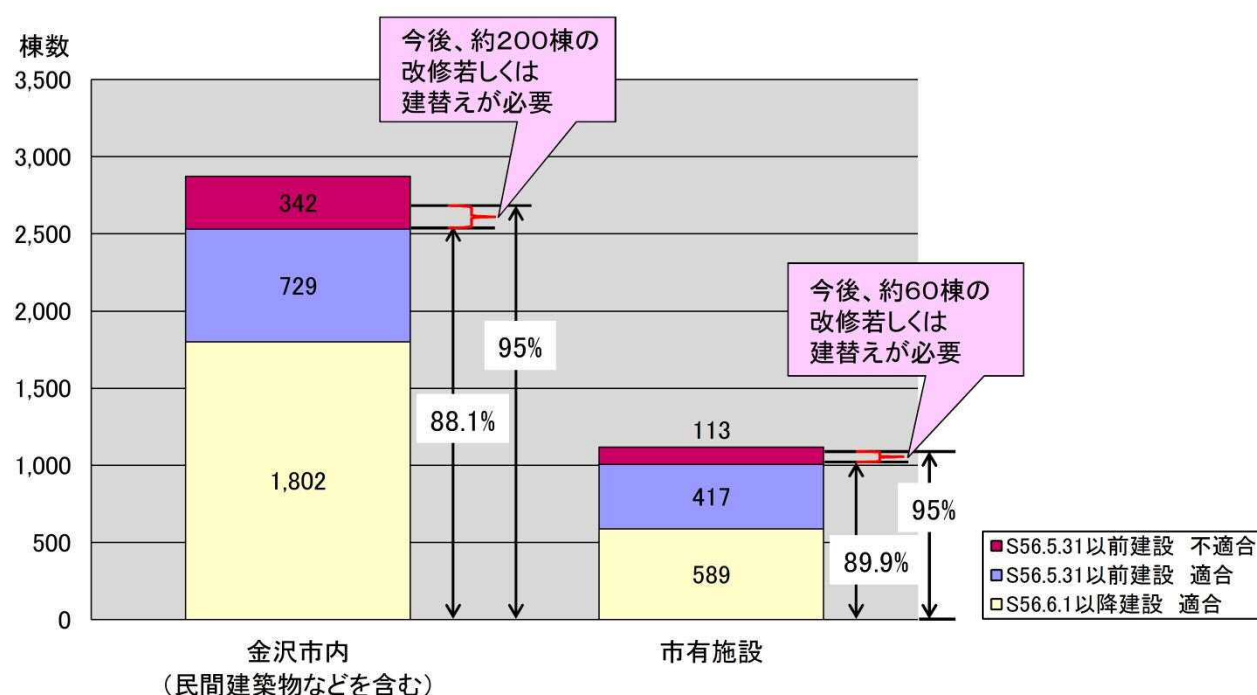
■多数の者が利用する建築物の現状と目標

年		平成27年3月	→	平成33年3月 (目標値)
金沢市内	棟数	2,873 棟		95%
	耐震化率	88.1%		
内市有施設	棟数	1,119 棟		95%
	耐震化率	89.9%		

※ 県所有:県提供データを計画通知データで補正
市所有:危機管理課集計データによる
私有:課税台帳データを確認申請データで補正
国有施設を除く

平成27年3月の多数の者が利用する建築物の耐震化率は88.1%であり、このうち市有施設については89.9%です。いずれも平成27年度末の目標とした90%をほぼ達成する見込みであるため、平成32年度末は95%を目標とします。

多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（平成27年3月現在）



■多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を達成するためには

平成27年3月現在、耐震化されていない多数の者が利用する建築物は342棟であり、このうち市有施設については113棟です。平成32年度末の耐震化率の目標とする95%を達成するためにはそれぞれ約200棟、約60棟の耐震化が必要となります。耐震化されていない建築物の所有者に対し、今後の意向などを確認しながら耐震改修や建替を働きかけ、目標の達成を目指します。

●市内全数：多数の者が利用する建築物の耐震化率（H27.3現在）

（単位：棟）

用途	学校	病院・診療所	社会福祉施設	ホテル・旅館等	店舗・百貨店	賃貸共同住宅	その他	合計
総数（棟）	557	102	194	65	125	841	989	2,873
S56.5.31以前建設 耐震性なし（棟）	70	16	43	10	27	48	128	342
S56.5.31以前建設 耐震性あり（棟）	256	13	51	5	23	210	171	729
S56.6.1以降建設 耐震性あり（棟）	231	73	100	50	75	583	690	1,802
耐震性あり 合計（棟）	487	86	151	55	98	793	861	2,531
耐震化率（％）	87.4%	84.3%	77.8%	84.6%	78.4%	94.3%	87.1%	88.1%

※〔 県所有：県提供データを計画通知データで補正
市所有：危機管理課集計データによる
私有：課税台帳データを確認申請データで補正
国有施設を除く 〕

●市所有：多数の者が利用する市有建築物の耐震化率（H27.3現在）

（単位：棟）

用途	学校	病院・診療所	社会福祉施設	賃貸共同住宅	その他事務所・公益施設等	計
総数（棟）	437	3	53	166	460	1,119
S56.5.31以前建設 耐震性なし（棟）	49	0	6	15	43	113
S56.5.31以前建設 耐震性あり（棟）	230	0	21	68	98	417
S56.6.1以降建設 耐震性あり（棟）	158	3	26	83	319	589
耐震性あり 合計（棟）	388	3	47	151	417	1,006
耐震化率（％）	88.8%	100%	88.7%	91.0%	90.7%	89.9%

※危機管理課集計データによる

4. 耐震改修の促進に関する課題

これまで述べてきましたように地震から人命、財産を守るためには耐震化を促進しなければなりません。しかし、これを実現するためにはいろいろな課題があります。

(1) 所有者自身の認識に関する課題

■金沢市は近年に大きな地震被害もなく、市民の地震に対する防災意識が他都市に比べ特に低い傾向があります。住宅、建築物等の所有者自身が、地震発生の可能性、地震による建築物の被害の大きさや危険性を軽視し、耐震化の必要性を十分に認識していない方が多いことが挙げられます。

■昭和55年以前に建築された住宅における世帯主の約2/3が高齢者であり、いつ来るか分からないものに備えておく必要性が感じられないとする方が多いことや、自らが居住・利用していないこと、将来的に住み替えする可能性があるため耐震化の必要性を十分に認識していない方が多いことが挙げられます。

(2) 耐震化に係る情報・相談についての課題

■耐震化の必要性についての認識があっても情報が不足しており、具体的にどのように耐震化を進めればよいか、誰に頼めば良いかが分からないなど、ためらわれる方がいることが挙げられます。

(3) 耐震化に要する費用負担等に関する課題

■耐震化の必要性は理解しつつも、日常生活費、住宅においてはリフォームに必要な出費が優先され、耐震化は二の次になるケースが多く見受けられます。特に、高齢者世帯や若年世帯における経済的な負担が耐震化促進の課題となっています。

(4) 金沢市特有の課題

■犀川、浅野川の二つの川と、卯辰山、小立野、寺町の三つの台地からなる起伏の富んだ地形条件により、がけ地が多く、土質の状況や経年変化の影響により安全性も危惧されています。また、平野部には沖積層が広く分布しているため、地震時の液状化による建築物やライフラインへの被害の軽減が課題となっています。

■また、本市には数多くの文化財をはじめ歴史的建造物や金澤町家が存在し、重要伝統的建造物群保存地区や、こまちなみ保存区域など独特の伝統的な景観やまちなみを残しています。しかし、それらの存する地区は狹隘道路に面して住宅が密集しているため、地震による倒壊や火災などによる被害の軽減が課題となっています。

5. 耐震化を促進するための基本方針・施策

(1) 基本的な取組方針

- ①市・市民・事業者が協働して耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ②市は、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、耐震改修等に支援を行います。特に費用負担が難しい高齢者世帯等に配慮します。
- ③金澤町家など歴史的な建造物は、そのたたずまいを保つことも重要であり、個々の建造物の状況に応じた耐震性向上を促していきます。

 市の責務	市民の生命、財産を保護するための災害に強い都市の整備
	市民、事業者が行う災害に強い都市整備の活動を支援
	金沢市地域防災計画に基づく災害に強い都市整備の推進
 市民・事業者の責務	災害に強い都市整備の推進
	市が実施する災害に強い都市整備推進施策に協力

(2) 金沢市の総合的な耐震化促進策

①住宅の耐震化促進

住宅の耐震診断・設計・改修工事を支援する「金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度」を継続するとともに、さらなる診断費用等の負担軽減により、所有者等に耐震化を働きかけていきます。また、改修費用の捻出が困難な高齢者世帯等に配慮し、補助制度の弾力的な運用を行っていきます。

②多数の者が利用する建築物・その他の建築物の耐震化促進

多数の者が利用する建築物を対象とした「金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度」のほか、社会福祉施設・幼稚園等にはそれぞれ別途の補助制度を設けており、これらの制度を継続し、所有者等に耐震化を働きかけていきます。

③金沢市有施設の耐震化促進

拠点施設及び避難施設に指定されている小中学校等は、震災時の避難・救護・復旧活動等の拠点となる重要な施設であることから、今後、耐震化の完了に向けて積極的に改修や建替を進めていきます。その他の市有建築物についても、耐震化の完了を目指して計画的に改修や建替を行っていきます。

また、橋梁や上下水道・ガス管などの建築物以外の施設についても計画的に耐震化を進めていきます。

④重点箇所・重点建築物の耐震化促進

1) 避難路（緊急輸送道路）に面する建築物の耐震化促進

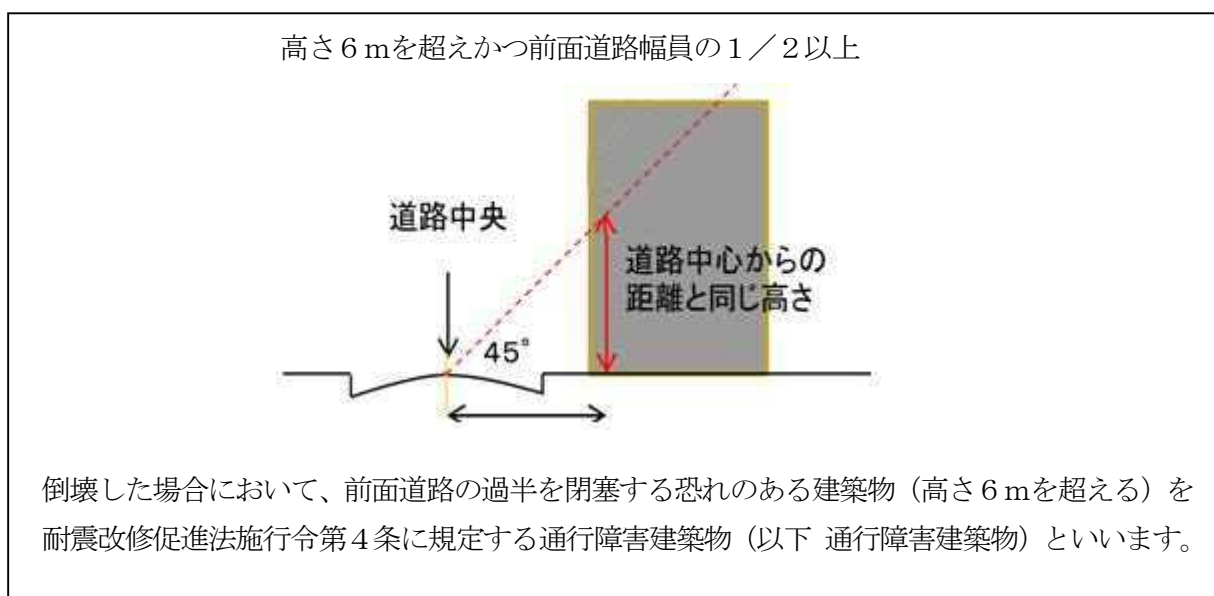
避難路に面する地震に対する安全性が明らかでない建築物の所有者に対し、耐震化の必要性やその効果、補助制度について通知し、耐震診断・耐震改修へ向けた指導・助言を行っていきます。また、特に危険性の高い建築物については必要に応じて所有者へ適切な指示を行っていきます。

<地震発生時に通行を確保すべき道路の設定>

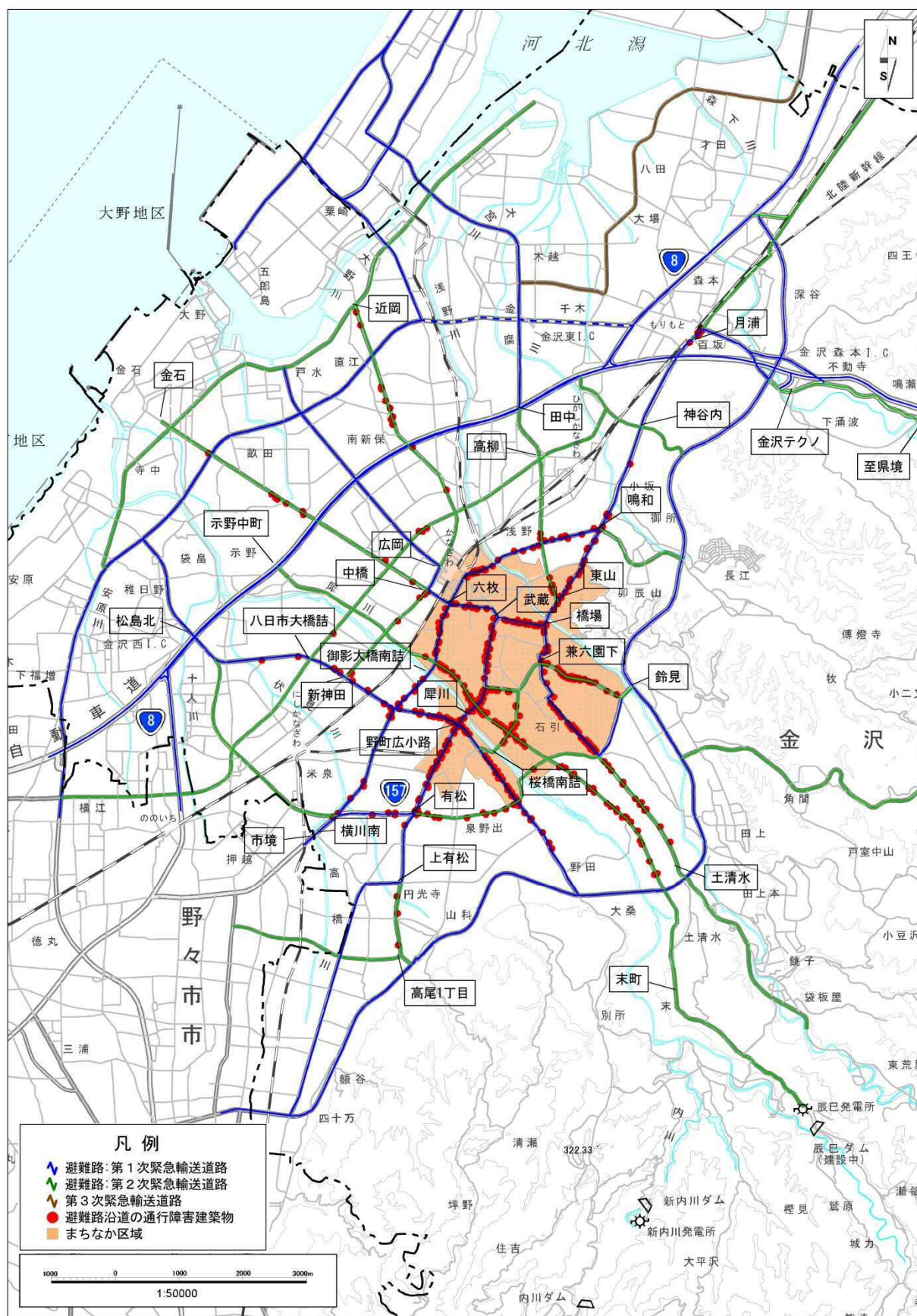
沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないよう地震防災対策特別措置法の規定に基づき定められた緊急輸送道路のうち、第1次・第2次の路線を耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき、**避難路**として指定します。

避難路に面する建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法第15条の規定に基づき、所有者への指導や助言を行い、特に危険性の高いものについて必要に応じて指示を行います（※1）。なお、この避難路の指定は沿道建築物の耐震診断を義務付けるものではありません（P4参照）。

※1 指導等は、旧耐震基準で建築し耐震性が確保されていない建築物であって、倒壊した場合において前面道路の過半を閉塞するおそれのあるものを対象とします（下図参照）。



■避難路図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平27情使、第700号)

2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進

耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された建築物の所有者に対し、再度、耐震化の必要性やその効果、補助制度について説明し、具体的な耐震化の手法について指導・助言を行っていきます。また、診断の結果危険性の高い建築物については必要に応じて所有者へ適切な指示を行っていきます。

3) 住宅密集地の耐震化促進

まちなか区域における住宅密集地や「防災まちづくり協定」を締結した地区においては、災害に強い住環境の整備を進めるとともに、各種支援制度の紹介や技術的アドバイスを行い、老朽化した住宅の所有者には建替を促していきます。

4) 金澤町家の耐震性の向上支援

「金沢市伝統構法木造建築物耐震性向上マニュアル(町家編)」の講習会を通じて建築設計士に普及を図るとともに、新たな知見に基づき改訂を行っていきます。

また、同マニュアルを活用して、金澤町家の所有者等に技術的なアドバイスや補助制度の紹介を行い、金澤町家の再生活用と耐震性の向上を促進していきます。

⑤敷地の安全性の確保

1) がけ地、擁壁等の安全性の確保

各地域における防災意識を高めるため、土砂災害の危険性のある地域をハザードマップ等で紹介し、防災対策の必要性を啓発していきます。また、「金沢市がけ地防災工事費等補助制度」を利用した防災工事の促進を図っていきます。

2) 液状化のおそれがある地域における対策

建築時の液状化対策や地域の防災計画に役立てていただくために、液状化の可能性の高い地域をお知らせする「金沢市液状化危険度予測図」を本市ホームページに掲載しており、更なる周知を図っていきます。

⑥地震時のその他の安全対策

1) ブロック塀の安全対策

「危険ブロック塀の除却に関する補助制度」の活用により、倒壊等の危険性のあるブロック塀の除却を促進していきます。

2) 昇降機の安全対策

戸開走行保護装置の設置と併せ昇降機の耐震性能を確保するよう所有者や業界団体に働きかけていきます。

3) 天井等の落下防止対策

大規模空間の天井・外壁の仕上材・窓ガラス・屋外看板等の落下防止対策について、所有者や管理者に対し、点検や修理等を指導していきます。

4) 防火対策

既存建築物の改修工事では、建築基準法や消防法に基づき適切な指導を行い、防火対策を促していきます。

5) 家具の転倒防止対策等の啓発

市民一人ひとりが自身の命を守るために、家具の転倒防止対策など、簡単にできる対策を広く紹介していきます。

6. 耐震化に関する啓発及び知識の普及への取り組み

(1) 危険度想定調査の活用

金沢市では、想定地震における地震動の予測・液状化危険度の予測・建築物の被害予測・火災の被害予測などの金沢市震災アセスメント（危険度想定）調査を行い、「金沢市地域防災計画」として本市ホームページに掲載しています。

市民一人ひとりにおける防災意識の向上と、建築物の耐震化に向けた取り組みを促進するためにも、更なる周知と利活用を推進していきます。

(2) 市民相談・情報の提供

耐震化に係る情報の提供と啓発のため、次の取り組みを実施していきます。

- 耐震相談総合窓口の設置（平成16年度から設置）
- 耐震診断の利用促進
- 耐震化に係る各種補助制度の紹介
- 耐震改修促進税制の説明（所得税、固定資産税）
- イベント等における出前講座の実施
- 建築物の耐震化に係る技術的な情報の提供
- マスメディアなどを活用し、各種広報活動を展開

金沢市の耐震診断・改修関係ホームページ

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29013/kentiku/taisin/taishinnmain.html>

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

■パンフレットの作成・配布

本市では耐震診断・設計・改修に係る補助制度を解説したパンフレットを作成し、相談窓口や、各市民センターに配備しており、各種相談や出前講座の際に配布しています。また、本市ホームページにも掲載し、市民や関連事業者に広く情報提供を行っています。

■セミナー・講習会の開催

歴史的特色のある町家や寺院などが多い地区やまちなか区域における木造住宅密集地の住民、又は、関連事業者向けにセミナー・講習会等を開催し、建築物の耐震化や地域の状況など、対象者に応じたアドバイスを行っています。

■耐震診断技術者の育成

石川県や関連団体等と連携し、耐震診断に必要な人材の育成に努めます。

（４）町内会等との連携

地震等の災害の際には、地域住民による救援活動など、日頃から住民同士の自主的かつ組織的な活動が非常に大切です。本市では町会や自主防災組織等が構築されており、地域のリーダーとして活躍される方をコミュニティ防災士として登録しています。町会等へは各種助成制度の情報の提供のほか、イベントや催事の機会を捉えて出前講座などを行い、連携の強化を図ります。

また、毎年大規模地震に備え地域住民と協力して「市民防災訓練」を実施しており、その際には、耐震相談コーナーを設け、市民一人ひとりの耐震化に関する意識を高めるなど啓発活動を行っていきます。

（５）関連団体との連携

石川県建築士事務所協会、金沢建設業協会や石川県木造住宅協会等と連携し、容易に耐震診断が受けられる体制づくりを進めていきます。

（６）リフォームに併せた耐震改修の促進

リフォーム関連事業者と連携して、助成制度の紹介や増改築・リフォーム工事の際に併せて耐震化することが費用や工期面でのメリットが多いことなどを積極的に情報提供し、耐震化を促進します。

7. 耐震化促進のための指導・命令等

(1) 耐震改修促進法による指導・助言等

耐震改修促進法では、次表のとおり、既存耐震建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の義務を課しており、所管行政庁の指導・助言等の権限を認めていますが、本市においては、(ii)要安全確認計画記載建築物を指定しておりませんので、次のとおり対応することになります。

(i) 要緊急安全確認大規模建築物については、既に耐震診断を行っています。今後、法の規定によりこの結果を公表するとともに、耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された建築物の所有者に対しては、再度、耐震化の必要性やその効果、補助制度について説明し、具体的な耐震化の手法について指導・助言を行っていきます。また、診断の結果、危険性の高い建築物については必要に応じて所有者へ適切な指示を行っていきます。

(iii) 特定既存耐震不適格建築物については、耐震化の必要性やその効果、補助制度について通知し、耐震診断・耐震改修へ向けた指導・助言を行っていきます。平成 28 年の改定で新たに指定した避難路沿道建築物については、特に重点的に取り組むこととします。また、特に危険性の高い建築物については必要に応じて所有者へ適切な指示を行っていきます。

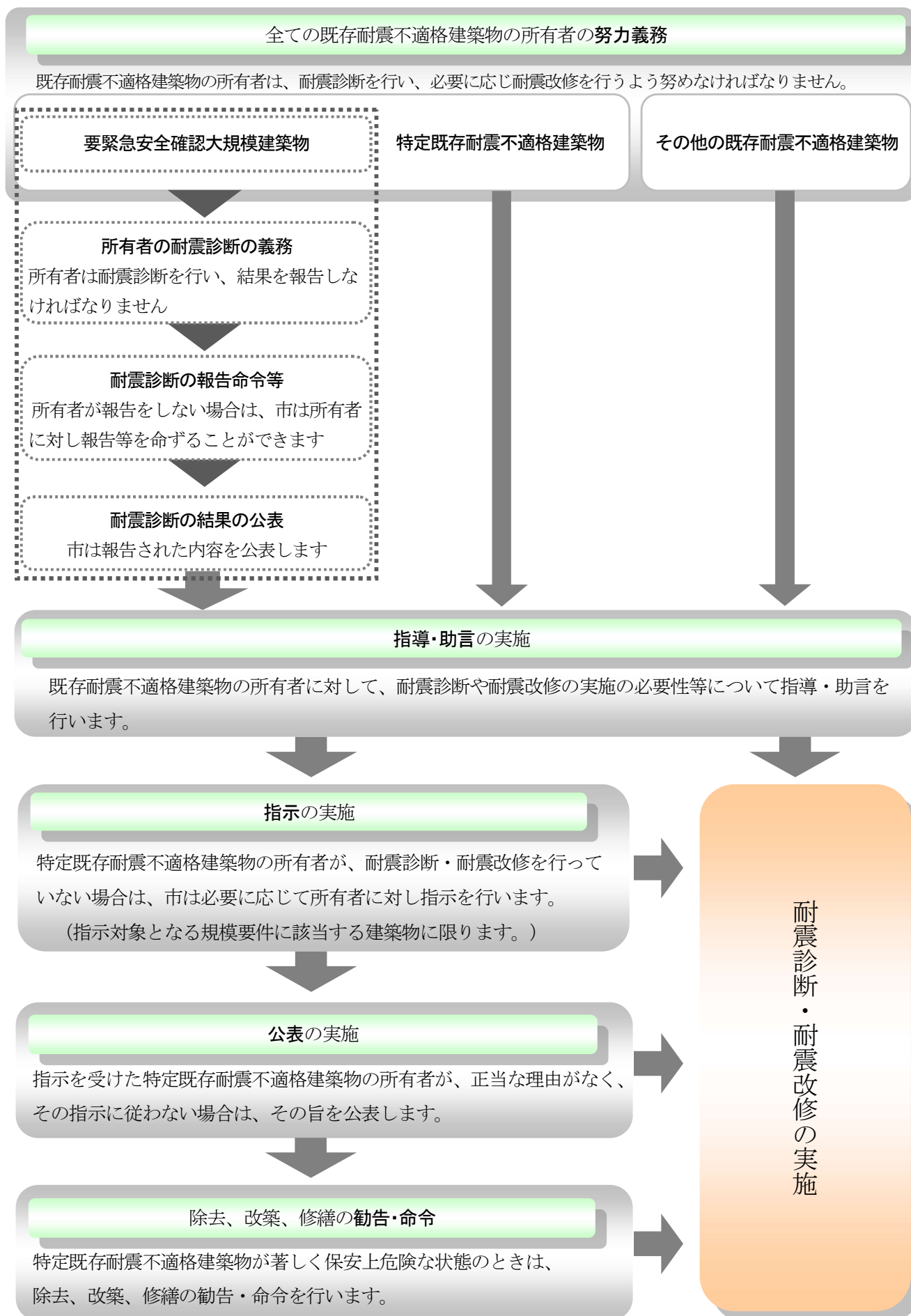
(iv) 既存耐震不適格建築物についても、耐震化の必要性やその効果、補助制度について通知し、耐震診断・耐震改修へ向けた指導・助言を行っていきます。

区 分		(ii) 要安全確認 計画記載建築物 耐震改修促進法第 7 条～	(i)	(iii)	(iv)
			要緊急安全確認 大規模建築物 耐震改修促進法附則第 3 条	特定既存耐震不 適格建築物 耐震改修促進法第 14 条～	既存耐震不適格 建築物 耐震改修促進法第 16 条
対象建築物		未指定	資料編 P33 のとおり	資料編 P31 のとおり	耐震関係規定既 存不適格建築物
耐震診断	所有者 の義務	診断、報告義務 期限：促進計画記載 結果は公表	診断・報告義務 期限：H27. 12. 31 結果は公表	診断の努力義務	診断の努力義務
	市の 指導等	報告しないとき 命令が可能 命令内容は公表	報告しないとき 命令が可能 命令内容は公表	必要な指導・助言 ができる 特に必要なもの ※については、指 示ができる 指示に従わない ときは公表	必要な指導・助 言ができる
耐震改修	所有者 の義務	改修の努力義務	改修の努力義務	改修の努力義務	改修の努力義務
	市の 指導等	必要な指導・助言 ができる 特に必要なもの ※については、指 示ができる。 指示に従わない ときは公表	必要な指導・助言 ができる 特に必要なもの ※については、指 示ができる。 指示に従わない ときは公表	必要な指導・助言 ができる 特に必要なもの ※については、指 示ができる。 指示に従わない ときは公表	必要な指導・助 言ができる

※地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの（政令の対象については、資料編 P31 参照）について、技術指針事項を勘案して、必要な指示ができることになっています。

（２）建築基準法等による勧告・命令等

耐震改修促進法に基づき指示を行ったにもかかわらず、耐震改修をおこなわない特定既存耐震不適格建築物であって、そのまま放置すれば倒壊するなど著しく保安上危険なものについては、建築基準法、空家等対策の推進に関する法律等の規定に基づき勧告、命令等の措置を講じていきます。



8. その他耐震化促進に関する事項

(1) 庁内での推進体制の充実

関係部局と連携し、全庁一体となって市有建築物の耐震化を促進するための組織づくりに連携していきます。

(2) 関係団体との連携による耐震化の促進

建築物の耐震化を促進するためには行政と建築関係諸団体との連携も必要であり、本市は「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」等と連携し、耐震化に関する各種制度や情報等の提供を行い、耐震化の促進に努めます。

(3) その他

■被災建築物の応急危険度判定実施に係る体制

本市では、地震の発生により市内の建築物に被害が発生した場合、余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の危険性を応急的に判定し、市民の安全確保を目的とした、金沢市地震被災建築物応急危険度判定要綱を定めています。

判定開始に当たっては金沢市災害対策本部の下に判定実施本部を設置し、応急危険度判定士の資格を有する本市職員および石川県知事から派遣要請を受けた県内および、全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて派遣される応急危険度判定士とともに実施します。

※ 全国被災建築物応急危険度判定協議会

兵庫県南部地震を契機として平成8年に国土交通省、都道府県、建築関係団体を会員として設立された機関で、応急危険度判定の体制を全国的に整備し、応急危険度判定を的確かつ迅速に行うことを目的としています。

金沢市建築物耐震改修促進計画（資料編） 目次

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)抜粋	1
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)抜粋	14
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	22
4. 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例	34
5. 地盤・地質の状況図	39
6. 地下水位の状況図	40
7. 土砂災害避難地図	41
8. 液状化危険度予測図	42
9. 緊急輸送道路図	43
10. 特別消防対策区域図	44
11. まちなか区域図	45
12. 65歳以上高齢者分布状況図	46
13. 町丁別木造戸数割合状況図	47
14. 耐震改修促進税制	48
15. 補助制度の利用状況	48

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)抜粋

最終改正:平成26年6月4日法律第54号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載

することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存

耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして

国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号 及び第四号 の規定にかかわらず、同条第二項 の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をし

たときは、同法第六条第一項 又は第十八条第三項 の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同

項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第二十八条以下省略)

附 則 (抄)

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において

準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)抜粋

最終改正:平成27年12月16日政令第421号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく 命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く 特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく 命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号 に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項 に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの

三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

２ 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

３ 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計

及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

２ 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

２ 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

２ 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

（附則抄第四条以下省略）

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成18年1月25日 国土交通省告示第184号(抜粋)

(改正 平成28年3月25日)

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成二十六年三月中央防災会議決定)において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第十二条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又

は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、

センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長

周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成二十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千二百万戸のうち、約九百万戸（約十八パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十二パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から十年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは十年間で約五十五万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第十四条第一号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約四十二万棟のうち、約六万棟（約十五パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十五パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成二十五年から平成三十二年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約百三十万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性

の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建

建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第五条第七項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

（附則以下省略）

(iii) 特定既存耐震不適格建築物 一覧表（耐震改修促進法 14 条）

法第 14 条	用 途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件	指示(※)の対象となる規模要件	
第 1 号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1, 000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数2以上かつ1, 500㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1, 000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1, 000㎡以上	階数1以上かつ2, 000㎡以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1, 000㎡以上	階数3以上かつ2, 000㎡以上	
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2, 000㎡以上	
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1, 000㎡以上	階数2以上かつ2, 000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1, 000㎡以上	階数3以上かつ2, 000㎡以上	
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2, 000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
	第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500㎡以上
	第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		前面道路の幅員に応じ、前面道路の幅員の 1/2 に相当する高さを超える建築物(ただし、12m 以下の場合は 6m 以上)	左に同じ

※耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

(ii) 要安全確認計画記載建築物 一覧表 (耐震改修促進法第7条)

	用途
法第5条 第3項第1号	病院 官公署 診療所 電気通信事業の用に供する施設 電気事業の用に供する施設 ガス事業の用に供する施設 液化石油ガス販売事業の用に供する施設 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設 公共下水道又は流域下水道の用に供する施設 熱供給事業の用に供する施設 火葬場 汚物処理場 ごみ処理施設 産業廃棄物の処理施設 鉄道事業の用に供する施設 軌道の用に供する施設 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設 一般貨物自動車運送事業の用に供する施設 自動車ターミナル事業の用に供する施設 港湾施設 空港の用に供する施設 基幹放送の用に供する施設 工業用水道事業の用に供する施設 公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたもの
法第5条 第3項第2号	通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物であるものに限る。)
法第6条 第3項第1号	通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物であるものに限る。)

(i) 要緊急安全確認大規模建築物 一覧表（耐震改修促進法附則第3条）

用 途		要緊急安全確認大規模建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3, 000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ5, 000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ5, 000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ5, 000㎡以上
ホテル、旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ5, 000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数2以上かつ1, 500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ5, 000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ5, 000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数1以上かつ5, 000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)

※当該建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに金沢市に報告しなければなりません。

4. 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例

平成 15 年 3 月 24 日

条例第 8 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の伝統環境との調和を保ちながら、市、市民及び事業者が協働して災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐための秩序ある施設の整備(以下「災害に強い都市整備」という。)を推進することにより、現在及び将来の市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、本市の健全かつ持続的な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 金沢市地域防災計画 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により作成された本市の地域防災計画をいう。
- (3) 伝統的建造物等 金沢市文化財保護条例(昭和 48 年条例第 8 号)第 5 条第 1 項の規定により金沢市指定文化財として指定された建造物、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和 52 年条例第 2 号)第 3 条第 2 項第 4 号に規定する建築物等及び物件、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成 21 年条例第 4 号)第 35 条第 1 項の規定により保存対象物等として指定された建築物及び工作物並びに金沢市こまちなみ保存条例(平成 6 年条例第 1 号)第 12 条第 1 項の規定によりこまちなみ保存建造物として登録された建造物その他これらに準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (4) がけ こう配が 30 度を超える傾斜地で、高さ 3 メートルを超えるものをいう。
- (5) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。
- (6) 土地権利者等 本市の区域内に存する土地又は建築物の所有者(これらについて使用することができる権利を有する者を含む。)をいう。
- (7) 地区計画等 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。
(平 21 条例 4・平 26 条例 30・一部改正)

(市の責務)

第 3 条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その組織及び機能のすべてを挙げ、災害に強い都市整備を推進するために最大の努力を払わなければならない。

2 市は、災害に強い都市整備を推進するに当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めるとともに、市民及び事業者が行う災害に強い都市整備を推進するための活動を積極的に支援するために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、金沢市地域防災計画に基づき、的確かつ円滑に災害に強い都市整備を推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、災害に強い都市整備についての理解と関心を深め、地域における災害に強い都市整備の推進に努めるとともに、本市が実施する災害に強い都市整備に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に災害に強い都市整備の推進に努めるとともに、本市が実施する災害に強い都市整備に関する施策に協力しなければならない。

第2章 災害に強い都市整備対策

(公共施設の安全の確保)

第6条 市長は、本市が設置し、又は管理する建築物、道路、河川、公園、広場その他の公共施設(以下「公共施設」という。)の災害に対する安全の確保に努めなければならない。

(一般建築物の安全の確保)

第7条 市長は、一般建築物(次条の特殊建築物等及び伝統的建造物等以外の建築物をいう。)の災害に対する安全を確保するため、当該一般建築物の所有者又は管理者に対し、必要かつ適切な助言又は指導をするとともに、特に必要があると認めるときは、技術的な援助をすることができる。

(特殊建築物等の安全の確保)

第8条 市長は、特殊建築物等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第2号に規定する特殊建築物その他これに準ずるものとして市長が認める建築物をいう。)の災害に対する安全を確保するため、当該特殊建築物等のうち特に市長が指定するものについて定期的に検査を行い、又はその所有者若しくは管理者に当該検査を行わせるとともに、必要があると認めるときは、その改善について助言をすることができる。

(伝統的建造物等の安全の確保)

第9条 市長は、伝統的建造物等の災害に対する安全を確保するため、当該伝統的建造物等の所有者又は管理者に対し、必要かつ適切な助言又は指導をするとともに、特に必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(公共施設の整備)

第10条 市長は、災害が発生した場合における安全な避難及び救助、家屋等の浸水の防止、火災の拡大の防止等のために必要な公共施設の整備に努めなければならない。

(消防水利の確保)

第11条 市長は、災害による火災の発生時における消火及び火災の拡大の防止を図るため、河川、用水等を消火活動に活用できるよう整備するとともに、多様な消防水利の確保に努めなければならない。

(避難用の通り抜け通路及び空地の確保)

第12条 市長は、災害が発生した場合における安全な避難のために必要な通り抜け通路及び空地の確保に努めなければならない。

(土地等の安全の確保)

第13条 本市の区域内に存する土地又は建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、その所有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物に対する安全の確保に努めなければならない。

(がけの安全の確保)

第14条 がけ及びがけに近接する土地の所有者又は管理者は、がけくずれによる被害を防止するため、地盤に異常がないかどうかについて点検を行うよう努めるとともに、当該地盤に異常があると認められたときは、直ちにその旨を市及び関係機関等に通報するよう努めなければならない。

2 がけの所有者又は管理者は、当該がけに異常があると認められたときは、必要に応じ、当該がけの防災工事等を行い、その安全の確保に努めなければならない。

3 市長は、定期的にながけの点検を行うとともに、当該がけに異常があると認められるときは、当該がけの所有者又は管理者に対し、その安全の確保のために必要な助言又は指導をすることができる。

第15条 がけ及びがけに近接する土地において、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者は、がけくずれに対する安全な措置を講じなければならない。ただし、がけの地質又は形状により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 がけ及びがけに近接する土地において造成し、又は造成された宅地を販売する者は、当該宅地を購入しようとする者に対し、がけがその特性により常時災害の危険性を有し、将来にわたってその安全の確保のための適正な維持及び管理が必要であることについて適切な説明を行わなければならない。

3 市長は、前2項に規定する者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(避難路等の安全の確保)

第16条 ブロック塀等の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における当該ブロック塀等の倒壊を防止するため、定期的に当該ブロック塀等の点検を行うとともに、必要に応じ、当該ブロック塀等の補強又は改修、当該ブロック塀等に代わる生け垣、さく等の設置等を行うよう努めなければならない。

2 建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における落下対象物(建築物の瓦^{かわら}、外装材、屋外に面しているガラス、屋外に設置された設備機器その他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)の落下を防止するため、定期的に当該落下対象物の点検を行うとともに、必要に応じ、当該落下対象物の改修等を行うよう努めなければならない。

3 屋外に設置された自動販売機(以下「自動販売機」という。)の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における当該自動販売機の転倒を防止するため、定期的な当該自動販売機の点検等を行うよう努めなければならない。

4 市長は、避難路又は緊急輸送路に面するブロック塀等、落下対象物及び自動販売機のうち、災害が発生した場合において危険であると認められるものの所有者又は管理者に対し、その安全の確保のために必要な助言又は指導をすることができる。

(安全対策の普及及び啓発)

第17条 市長は、避難路又は緊急輸送路の安全を確保するため、市民、事業者その他関係団体と協力して、がけ、ブロック塀等、落下対象物及び自動販売機について必要な安全対策の普及及び啓発に努めなければならない。

(報告の徴収等)

第18条 市長は、第7条から第9条まで、第14条第3項、第15条第3項又は第16条第4項の規定による助言又は指導をしたときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、安全の確保のために必要な措置に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

第3章 市民等による自主的な災害に強い都市整備の推進

(地区施設整備計画の策定)

第19条 市民等(市民又は土地権利者等をいう。以下同じ。)は、自ら災害に強い都市整備を推進するため、当該地区における災害に強い都市整備の推進に関する計画(以下「地区施設整備計画」という。)を策定することができる。

2 地区施設整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地区施設整備計画の名称
- (2) 地区施設整備計画の対象となる区域
- (3) 地区施設整備計画の目標年次
- (4) 災害に強い都市整備の目標及び方針
- (5) その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項

3 市民等は、地区施設整備計画を策定するに当たっては、本市のまちづくりに関する計画及び金沢市地域防災計画に調和するものとしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 市長は、市民等が地区施設整備計画を策定するに当たっては、当該地区施設整備計画が本市のまちづくりに関する計画及び金沢市地域防災計画に調和したものとなるよう協力しなければならない。

5 市長は、市民等による地区施設整備計画の策定を推進するため必要があると認めるときは、当該市民等に対し、技術的な援助をすることができる。

(防災まちづくり協定)

第20条 市民等は、前条の規定により地区施設整備計画を策定したときは、市長と災害に強い都市整備の推進に関する協定(以下「防災まちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、防災まちづくり協定を締結したときは、その旨及びその内容を公告しなければならない。

3 前項の規定は、防災まちづくり協定を変更する場合について準用する。

4 市長は、防災まちづくり協定を締結したときは、当該防災まちづくり協定の締結に係る市民等に対し、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(地区計画等への要請等)

第21条 前条第1項の規定により締結された防災まちづくり協定に係る区域内の市民等は、当該防災まちづくり協定の締結に係る地区施設整備計画を地区計画等として都市計画に定めるよう市長に要請することができる。

- 2 市長は、前項の要請があった場合において、当該地区施設整備計画が地区計画等に適合すると認めるときは、都市計画法第 19 条第 1 項の規定による都市計画の決定に係る手続を行うものとする。

第 4 章 災害に強い都市整備に関する活動に対する支援等

(国等への要請)

第 22 条 市長は、市民及び事業者が行う自主的な災害に強い都市整備に関する活動又は市民等による地区施設整備計画の策定若しくは当該地区施設整備計画に基づく災害に強い都市整備の推進に関し必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体その他関係団体に対し、必要な協力を要請しなければならない。

(援助)

第 23 条 市長は、第 7 条、第 9 条、第 19 条第 5 項及び第 20 条第 4 項に定めるもののほか、災害に強い都市整備を推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第 24 条 市長は、災害に強い都市整備の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

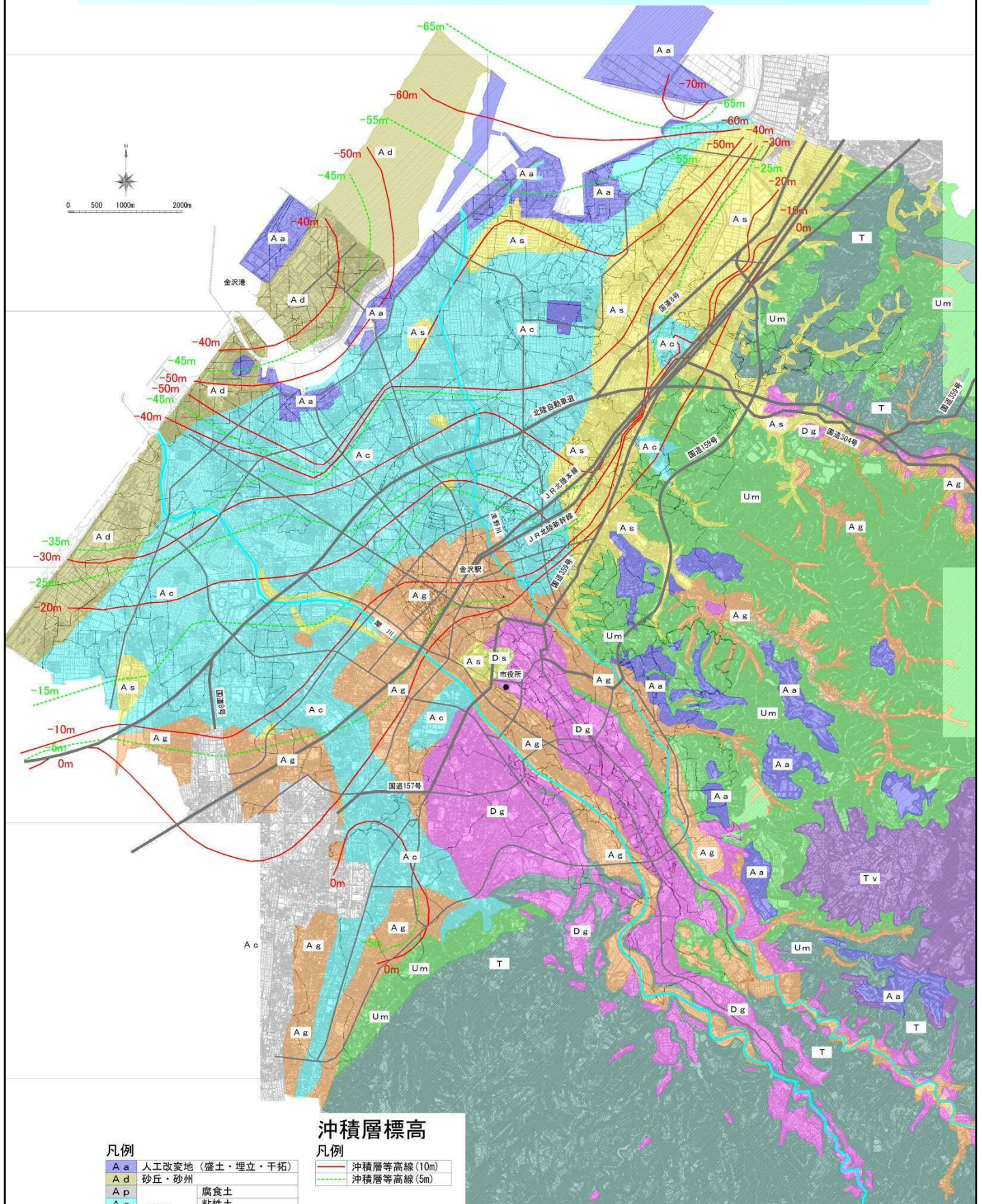
附 則(平成 21 年 3 月 24 日条例第 4 号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例附則第 14 項による改正抄)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成 21 年規則第 57 号で、平成 21 年 10 月 1 日から施行〕

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 30 号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項による改正抄)

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

5. 地盤、地質の状況図

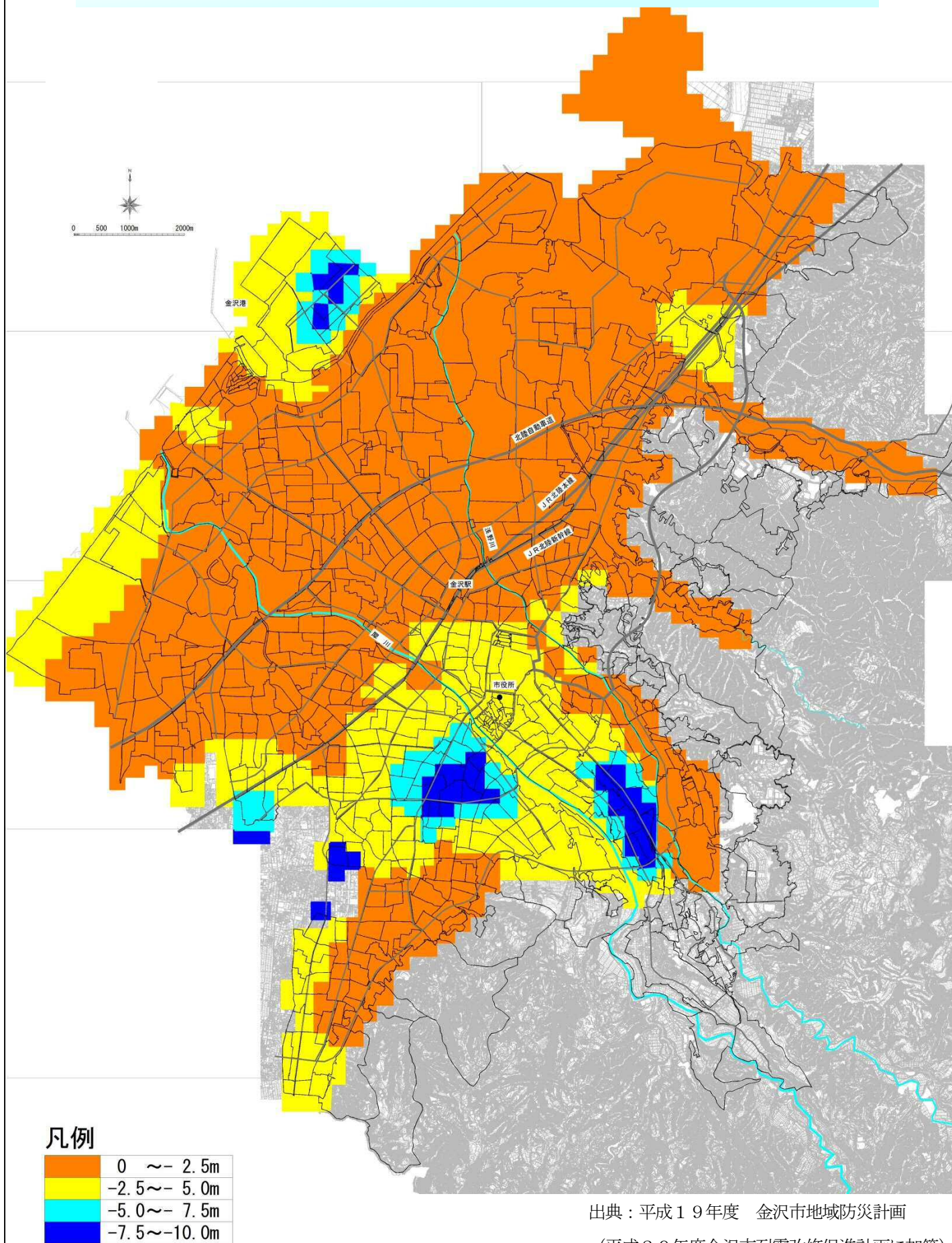


出典：平成7年度 金沢市震災アセスメント調査

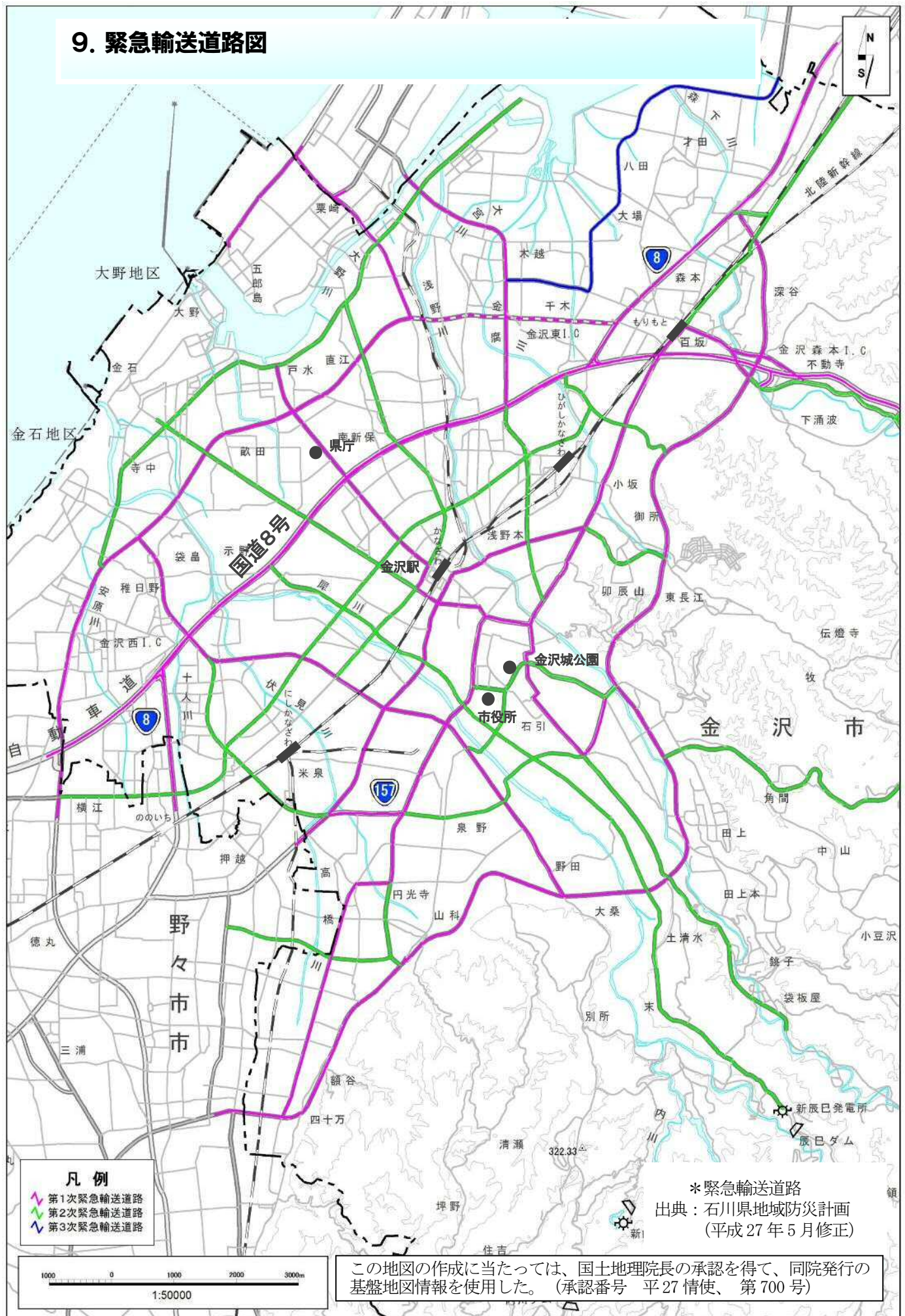
表層地層図、沖積層基底等標高図

(平成20年度金沢市耐震改修促進計画に加筆)

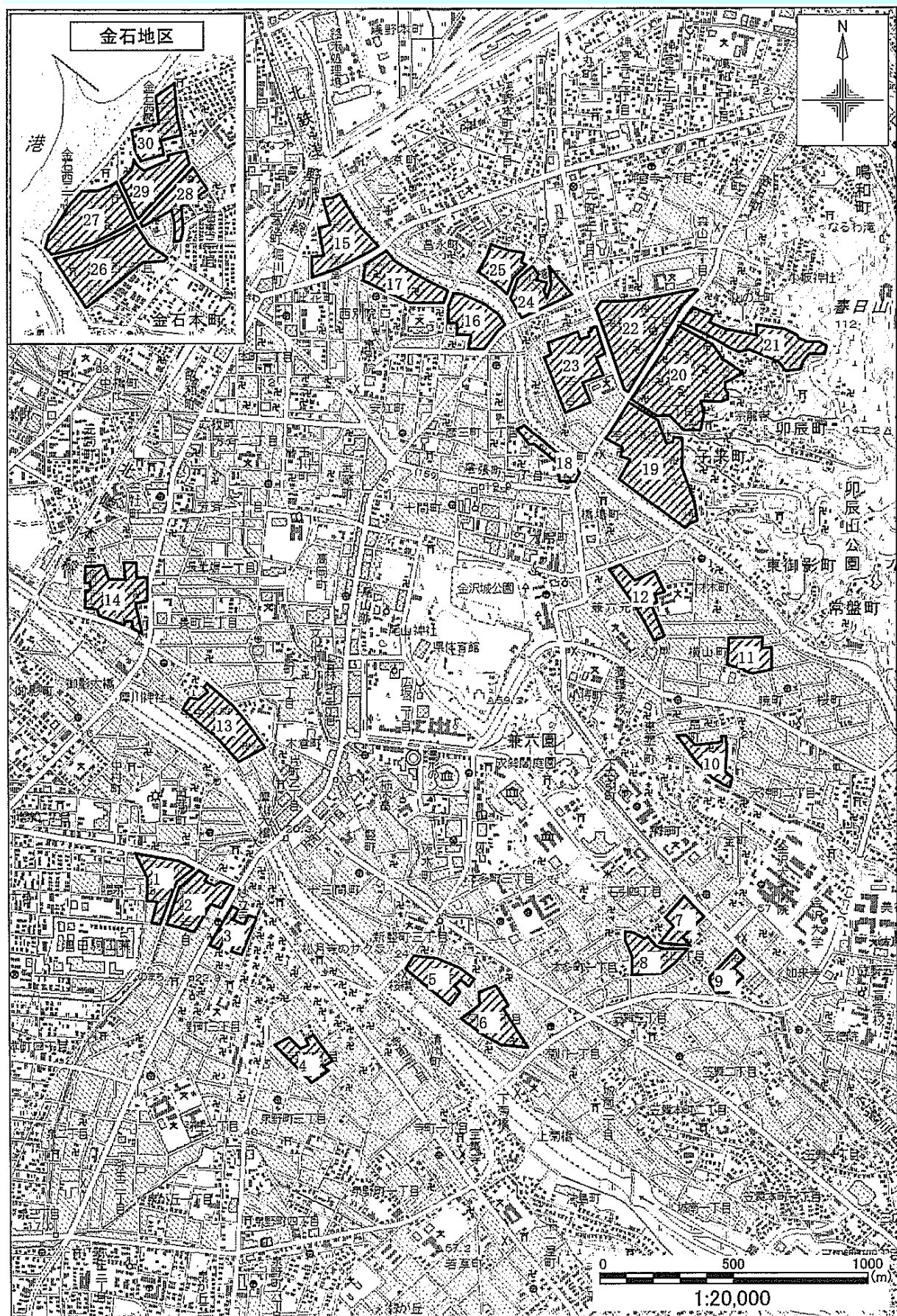
6. 地下水位の状況図



9. 緊急輸送道路図

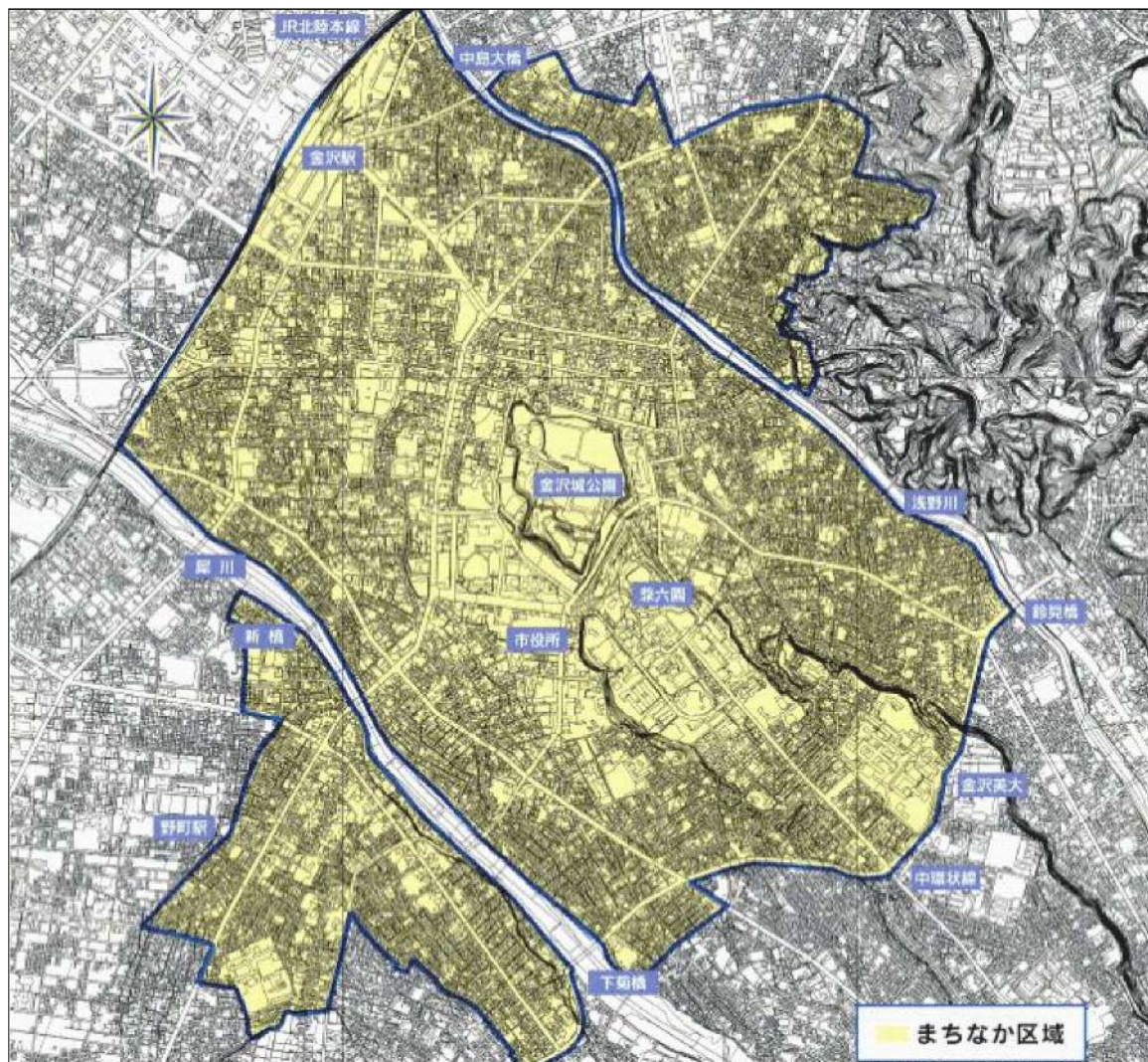


10. 特別消防対策区域図



出典：平成27年度 金沢市地域防災計画

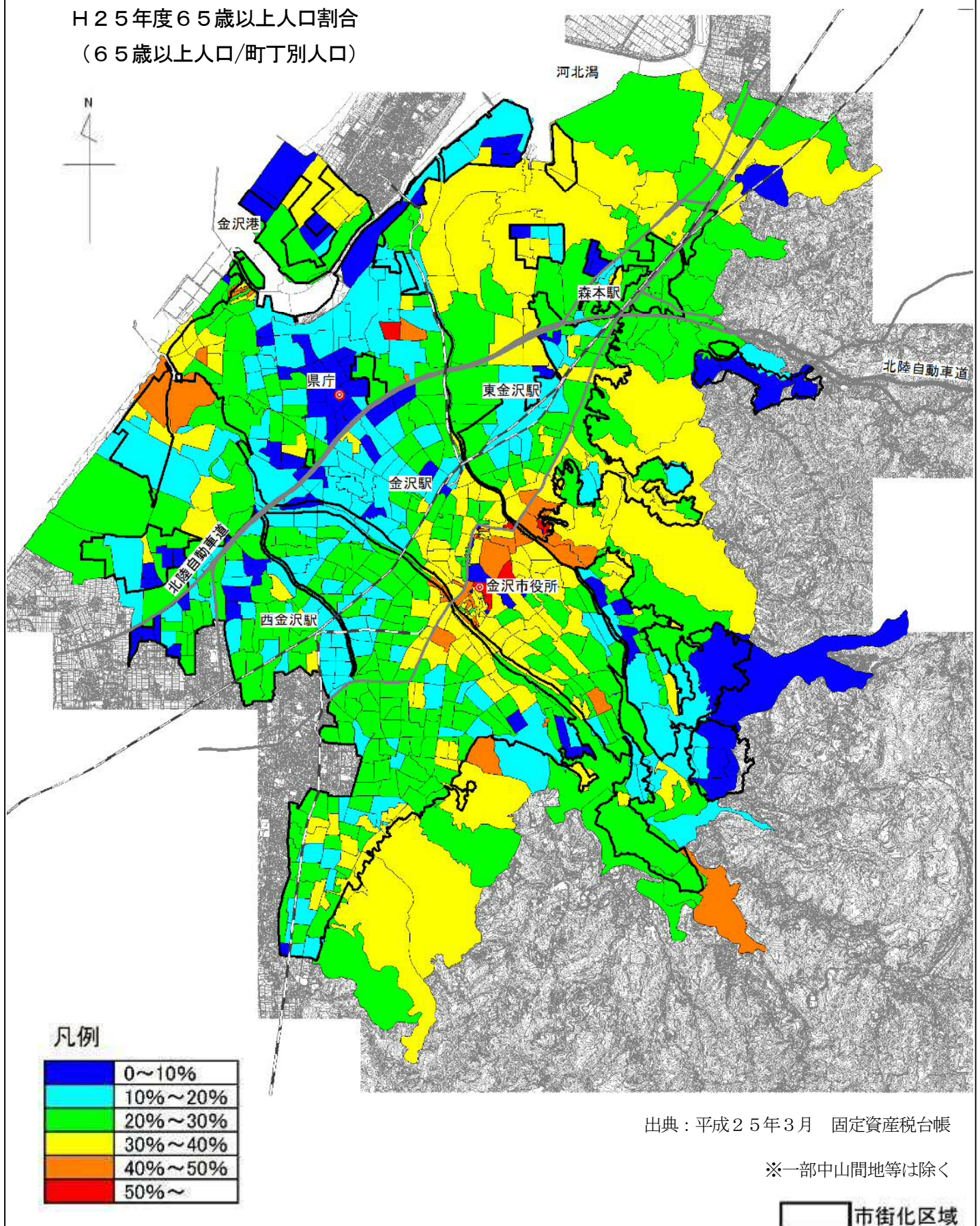
11. まちなか区域図



出典：平成 27 年
金沢市公式ホームページ

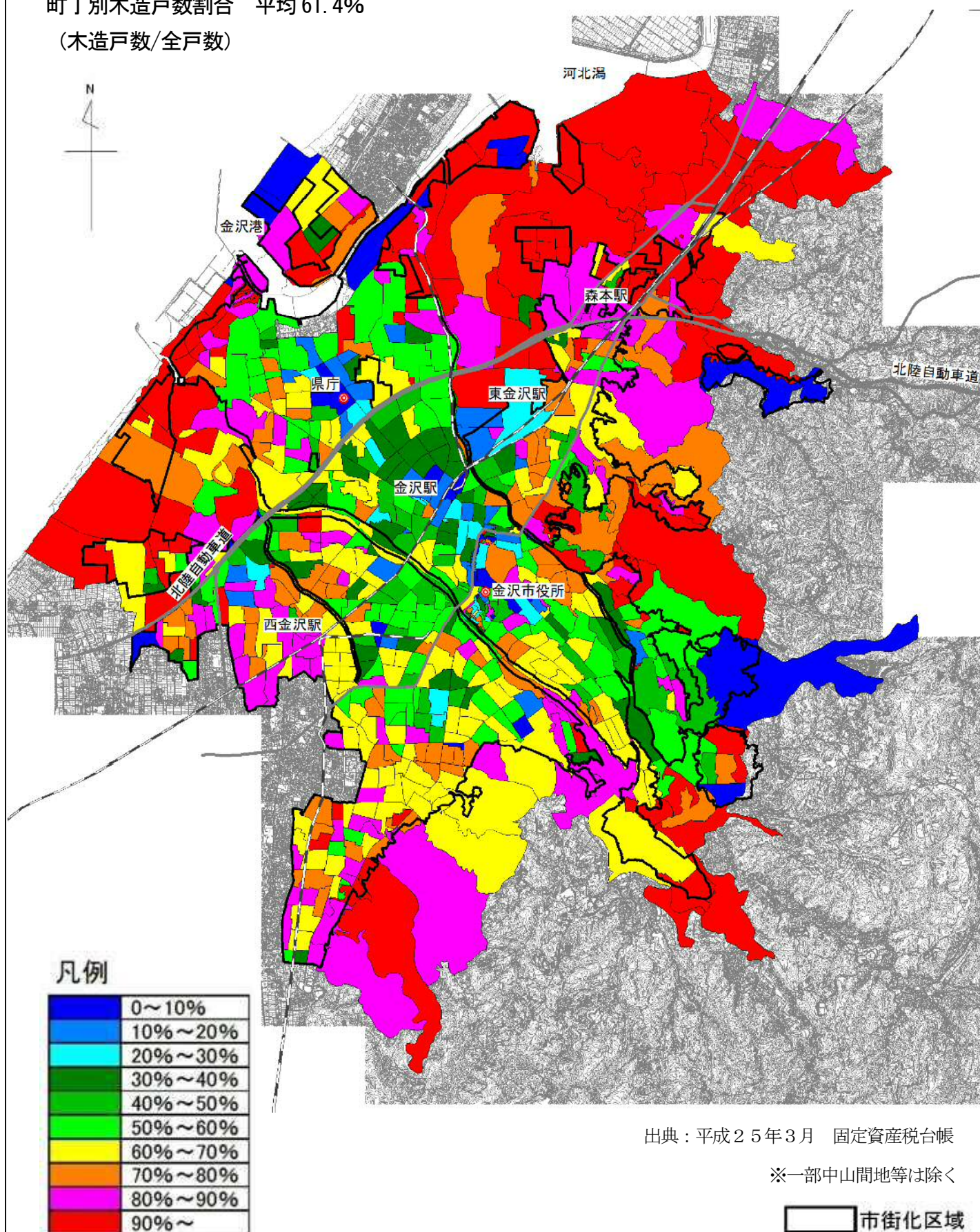
12. 65歳以上高齢者分布状況図

H25年度65歳以上人口割合
(65歳以上人口/町丁別人口)



13. 町丁別木造戸数割合状況図

町丁別木造戸数割合 平均 61.4%
(木造戸数/全戸数)



出典：平成25年3月 固定資産税台帳

※一部中山間地等は除く

14. 耐震改修促進税制

●耐震改修促進税制など

耐震改修促進に関する税制控除の内訳は次のとおりです。

対象	主な要件等		
耐震改修	耐震改修促進税制	住宅	・所得税 ・固定資産税
		建築物	・法人税、所得税 ・固定資産税
	住宅ローン減税	住宅	・所得税

15. 補助制度の利用状況

●耐震化に関する補助制度の利用状況

本市では平成16年度から既存建築物耐震改修工事費等補助制度を設け耐震化を促進してきました。これまでの利用状況は次のとおりです。

◇補助実績件数

(平成28年3月末現在)

補助種別		平成16年度～ 平成19年度	平成20年度～ 平成27年度	合計
木造	耐震診断	61件	253件	314件
	耐震設計	17件	198件	215件
	耐震改修工事	10件	197件	207件
非木造	耐震診断	4件	31件	35件
	耐震設計	3件	8件	11件
	耐震改修工事	2件	4件	6件
合計		97件	691件	788件